

# 弘前藩の刑法典(五) — 寛政律 —

付 三浦次曆氏旧蔵・青森県立図書館所蔵資料

橋本久

## 目次

はじめに

〔第六号〕

## 二 寛政律

四 「寛政律」(その二)

### 凡例

一 青森県立図書館所蔵本(八六四七五、T111K)を用いた。

一 表記法は、ほぼ前号に倣う。

一 便宜上、(一)(二)に倣い各項目に「一」「二」「三」……、各条文に「1

2・3……等の数字を付した。

一 他に適宜書き加えた個所は「」で示した。

一 京大本に見られない文については、冒頭に※印を付した。

〔表紙〕

寛政律全

〔表紙貼紙裏〕

- 〔八三〕  
〔未審〕御用事ヲ頗合致ひ者の事
- 〔八四〕  
〔未審〕人ノ罪ヲ輕重致ひものゝ事
- 〔八五〕  
〔未審〕御用事ヲ頗合致ひ者の事
- 〔八六〕  
〔未審〕失火之事
- 〔八七〕  
〔未審〕御触ニ背ひ者
- 〔八八〕  
〔未審〕不可為義ヲ致ひ者
- 〔八九〕  
〔未審〕科人手向致ひ者
- 〔九〇〕  
〔未審〕科人出奔之事
- 〔九一〕  
〔未審〕科人ヲ隠ひ者
- 〔九二〕  
〔未審〕私ニ舛秤造ひ者

九一

〔九三〕  
〔未審〕御闕所忍通もの〔九四〕  
〔未審〕立帰者之事〔九五〕  
〔未審〕馬札紛失之事〔九六〕  
〔未審〕姦淫之事〔九七〕  
〔未審〕僧尼犯姦之事〔九八〕  
〔未審〕相對死之事〔九九〕  
〔未審〕下人家長ヲ妻女を姦ひ者

〔一〇〇〕

右

一 勾引

〔丁度表紙以下〕  
寛政御刑法

目録

- (一) 〔未審、以下同〕  
「一」戸火
- (二) 一「三」鞭刑
- (三) 一「三」鞭刑追放
- (四) 一「四」徒刑
- (五) 一「五」死刑

※

- 一「六」御刑法御定
- 一「七」贖刑
- 一「八」五逆之事  
但惡逆不道大不敬不孝不義
- 〔一〕老幼癡疾
- 〔二〕科人ハ首從可分
- 〔三〕一人ニ而二罪有之者
- 〔四〕五軒組合列坐可及ヶ条
- 〔五〕科人自身申出ル者
- 〔六〕親族ハ罪ヲ隠御用捨
- 〔七〕親族輕重
- 〔八〕罪可減者累減ヲ得ル
- 〔九〕十七婦人犯罪
- 〔十〕不義ノ財物取扱
- 〔十一〕同類ノ内出奔片口相成ル者
- 〔十二〕罪科加減之例
- 〔十三〕「廿」觸所之事
- 〔十四〕「廿」取扱物
- 〔十五〕「廿三」人ヲ謀而殺ル者
- 〔十六〕「廿四」親族を謀而殺ル者
- 〔十七〕「廿五」親族之謀殺
- 〔十八〕「廿六」姦而夫を殺者
- 〔十九〕「廿七」姦因而夫を殺者
- 〔二十〕「廿八」一家三人を殺ル者
- 〔二十一〕「廿九」下人主人を打擲致ル者
- 〔二十二〕「三十」妻妾夫を打擲致ル者
- 〔二十三〕「卅一」兄弟之打擲
- 〔二十四〕「卅二」師匠を打擲
- 〔二十五〕「卅三」父祖人ニ被打擲其子孫返打

[四三] [盜賊] [四十六]	[六四] [賄賂約諾致ひ者]
[四四] [御城中入盜]	[六五] [喚賂を行ひ者]
[四五] [自分預物紛失致ひ者]	[六六] [茂合取立致私出ひ者]
[四六] [御藏ノ財物盜取ひ者]	[六七] [田宅]
[四七] [強盜]	[六八] [隠田畑]
[四八] [白昼人ノ物を搶集ひ者]	[六九] [田畑之押領]
[四九] [馬盜]	[七〇] [倉庫]
[五〇] [盜枷]	[七一] [田畑實入]
[五一] [盜枷]	[七二] [御取納之遲滯]
[五二] [盜枷]	[七三] [手越に訴状差出ひ者]
[五三] [田野之穀物盜取ひ者]	[七四] [無名之訴]
[五四] [夜中無故入之家江入ひ者]	[七五] [不実ノ事致訴状ひ者]
[五五] [盜賊之宿致ひ者]	[七六] [親族相訴ひ者]
[五六] [勾引]	[七七] [子孫父母之教ニ背ひ者]
[五七] [入墨を抜取ひ者]	[七八] [強訴]
[五八] [謀書謀判致ひ者]	[七九] [隠津出]
[五九] [役人を似せひ者]	[八〇] [隠荷揚]
[六〇] [似金銀造ひ者]	[八一] [隠商売]
[六一] [賄賂]	[八二] [博奕]
[六二] [押法賄賂]	[八三] [雜犯]
[六三] [不枉法賄賂]	[八四] [御用事頗合致ひ者]
[六四] [坐贓]	

[八四]	人之罪を輕重致ひ者
[八五]	失火
[八六]	御触に背ひ者
[八七]	御觸に背ひ者
[八八]	不可為義ヲ致ひ者
[八九]	科人手向致ひ者
[九〇]	科人出奔
[九一]	科人を隠ひ者
[九二]	科人を隠ひ者
[九三]	私ニ舛秤造ひ者
[九四]	御闕所忍通もの
[九五]	立帰者
[九六]	馬札紛失
[九七]	僧尼犯姦
[九八]	下人家長之妻女を姦ひ者
[九九]	相對死
[一〇〇]	隠遊女
覺	
[一]	戸メ
[二]	明律笞刑
[三]	鞭刑
[四]	明律杖刑
正敷御座 <small>〔朱書〕</small>	得共、當時ニ比へぬ得者一脉律重御座 ニ間、明律ニ而笞罪ニ相當の部者大方當時戸メニ 而相済ニ振合ニ御座ニ而、猶又刑法も違ひ間、其 儘ニ而者難用、依之當時通例之刑名ヲ以明律之格 に隨ひ差等相立專其儀理ニ寄輕重相分申い、尤右 之内、公儀御定ニ相拘りぬ儀ニ而、是迄之御法ニ 而俄ニ輕重難相成分ハ、与得沙汰仕掛酌加減仕ハ 間、此末御刑法御沙汰御下之節、若此度相定ぬケ 条之内ニ洩ぬ儀御座ニ而も、右之趣を以明律を參 考致し罪之輕重無之様被仰付之様奉存ニ、則此度 相定ぬ御刑法名目与明律刑名之相當之差等如左、
六	三十日
三	廿日
二十	十日
十五	十五日
三十	三十日
四十	四十日
五十	五十日
六	廿日
七十	七十日

此度御刑法御改被仰付ニ付沙汰仕ぬ處、歷代之  
刑法を致損益相立ぬ儀ニ付、律之輕重官義理共ニ

九六

八十

九十

一百

明律徒刑

一年六十

一年半杖七十

二年杖八十

二年半杖九十

三年杖一百

大場御捕

明律流徒

二千里杖一百

(二千五百里)

杖一百

三千里杖一百

明律死刑

絞

斬 秋後

火刑

火刑ハ火付ヲ極テ重科ニ相立ム 公廢御定ニ付

明律相當ナシ、

斬 即次 決ノ誤カ、

〔六〕 御刑法御定

定例

御刑法名目

戸メ五

点羽

戸メ之儀、是迄ハ日數幾日相成ル間、御免被仰付  
ハ様申上得共、已來幾日戸ノ被仰付ハ様ニ日數  
を記申上ル儀、辰八月伺済ム、

1

戸メ

五日 十日 十五日 廿日 三十日

但、子兄弟或ハ奉公人之頗戸ノ難相成者ハ、右之

日數之通、過料人夫或ハ一日六十文積りを以過料

錢差詰事、

〔行簡書ハ朱書〕 在方ノ者共戸ノ被仰付ル而者農事差障並御

ノ合ニ相成不申ル間、以來戸メ御止被仰付過料上納

ニ被仰付ル事、

但、弘前町續并九浦町續ハ戸ノ被仰付、然共其事  
ニ寄過料上納被仰付ル事、尤村方ニ而も郷士手代  
之類又ハ大場重立之者ハ戸メ、尚又村役之儀も其

							品ニ寄戸メ被仰付ニ事、文化十四年十二月被仰付 「ふ事」
							過料 三貫六百文
							贖刑 贲三八
							同六八 四貫武百文
							同九八 四貫八百文
							同十二八 五貫四百文
							同十五八 六貫文
							同十八八 十五貫文
							同廿一八 十五貫文
							同廿二八 十武貫文
							同廿三八 過料十八貫文
							同廿四八 武十一貫文
							同廿七八 武十四貫文
							同三十八 三十貫文
							同三十九 三十三貫文
							同四十 武四十貫文
							同四十一 三十六貫文
							同四十二 死罪八
							右過料ハ、老幼廢疾之類刑ニ不可行者、 并過ニ而人ヲ殺或ハ疵付ニ類、相當之過 料ニテ罪ヲ贖せ可申事、
							一 過料之者若貧困ニ而上納難相成者ハ、銅 鉛山ニ差遣、一日六十文之積ヲ以夫役ニ
5	斬	獄門	磔	火刑			
4	徒	半年	鞭	三十	同一年	同三十	但、徒刑之者ハ銅鉛山江差遣、鞭刑之上 年限之通告使可致事、
3	鞭	十八	所拂	同廿一	三里	同廿一三里	但、追放ハ鞭十八以上ニ得共、其罪之字細 ニ寄難差置者ハ鞭數ニ不拘所拵可致ニ事、
2	鞭	三	同六	同九	同十二	同廿四五里	〔附外番人・朱書〕 「西奉行所格帳」
1	鞭	刑	五				鞭刑追放
							〔三〕
							〔二〕
							〔一〕
							※
							〔六〕
							6
							贖刑
							同六八
							同九八
							同十二八
							同十五八
							同十八八
							同廿一八
							同廿二八
							同廿三八
							同廿四八
							同廿七八
							同三十八
							同三十九
							同四十
							同四十一
							同四十二
							7

使ヒ可申事、老幼廢疾之類夫役。〔マ、後次〕

伯叔父姑兄姉母方之祖父母ヲ殺シ、夫を殺  
ムものゝ事、

〔御印紙紛失為過料銀一枚上納之上百數五日戸メ、墨  
付ニ而モ右同様、

御切手紙紛失為過料銀一枚上納、墨付ニ而モ右同  
様、

右者吉沢庄大夫御用番之節相伺被仰付之間、以來右  
之心得ニ而取扱可申事、

卯四月】

〔御外書入失書〕  
戸ノ過料

五日 六百文

十日 一貰貳百文

廿日 一貰五百文

三十日 一貰八百文

文化五年年伺済】

9 一 不道

一家之内死罪ニアラサル者三人ヲ殺シ、并  
人ノ支體ヲ切ホトキむごく切害致ムものゝ  
事、

10 一 大不敬

御宗廟御飾物并御召物等ヲ盜取候ものゝ  
事、

11 一 不孝

祖父母父母之事ヲ訴或ハ悪口シ、父母之扱  
不宜難説せしむるものゝ事、

12 一 不義

支配之者頭分之者殺シ、弟子として師匠ヲ  
殺しム者の事、

〔朱書〕  
「八」老幼廢疾之事

13 一

歳七十歳已上十五才才已下并廢疾之者死罪已下  
贖ニ而用捨可致事、八十已上十才已下死罪ヲ  
犯ム者ハ 上聞之上時宜御沙汰可被仰付ム

(七)

〔朱書〕  
「七」五逆之事

8 一 惡逆

祖父母父母ヲ打擣致或ハ殺さんと謀り、并

事、盜賊并人ニ疵付シテル者臍ヲ出させ可申事、

其餘之罪ハ御攝無之、九十以上七十才以下ハ死罪ニも刑ヲ不可加シ事、

但、罪ヲ犯スル節未老疾ニ無之シテ共、事顯シテ節老疾ニ得ハシメハ、老疾ヲ以沙汰可致事、幼少之節犯

シ壯年ニ至ル而顯シテ節、幼少之例ヲ以沙汰可致

ル事、

14 一 瘦疾之事、惣而人事ニはづれん片輪病人ヲ云

也、馬鹿亂心之類も癪疾と可致事、

〔九〕

〔九〕  
科人ハ首從ヲ可分事

15 一 二人已上申合犯罪スル節ハ、其内趣意相企シテ者ハ

ハ首と致スル事、其餘ハ徒と致スル事、徒之者ハ

首シテ罪一等ヲ可減事、尤本文ニ同類不残シテ有

之ハ首從之差別無シテ事、

〔十〕

〔十〕  
一人ニ而二罪有スル事

16 一 凡二罪共ニ顯シテ節ハ重キもの一ヶ条ヲ以罪ヲ定シ事、若一罪先ニ顯シテ既ニ刑ヲ加シ後外之罪顯シテ節ハ、輕キもの并同等之科ハ御沙汰ニ

不及、若跡ニ顯科重シハ、沙汰直シ前罪之鞭

数差引減鞭數斗刑ヲ加シ事、

〔十一〕  
〔采書〕五軒組合連坐ニ可及ケ条之事

17 一 隠田烟 18 一 隠津出 19 一 盗枷

20 一 博奕之宿 21 一 隠売買

右ヶ条之内罪ヲ犯スル者ハ四軒之割合ヲ以、不

ニ相當シ以過科ニ直シ、組合四軒を差出せん

事、

但、組合四軒ニ不满シテ者ハ四軒之割合ヲ以、不足分ハ用給之事、

〔十二〕  
〔采書〕科人自身申出シテ者

22 一 惣而惡事致スルものゝ事、未顯已前自身申出ニ於てハ其罪御用捨被仰付シテ事、但人ヲ疵付或

ハ物ニ寄不可償品并姦通之類不許シテ事、

竊盜或ハ手段等ニ而人之財物ヲ取、其後過シテ悔シ而自身と本人江返シ者ハ、上ニ申事と同前其科可許事、

〔一〇〕

九九

## 〔一三〕

〔朱書〕「十三」親族ハ罪ヲ隠ル而も御用捨之事

當之節、十五鞭切ニ而、殘る数ハ過料ニ而罪ヲ償可申事、

資

24 一 父母兄弟伯叔父姑夫婦之間罪有之相隠ル而も

御咎無事、但其事洩逃去しむる共不可罪事、  
家來主人ノ為ニ隠ル是又同然之事、其外妻之  
父母娘ノ配偶ノ兄弟相隠ル節平人カ罪三等ヲ

減可申事、

## 〔一四〕

〔朱書〕「十四」親族輕重之事

25 一 本文ニ祖父母と有之ハ高祖曾祖同様之事、子

孫と有之ハ曾孫玄孫同様之事、嫡孫承祖ハ  
父母と同様、嫡母養母ハ実母と同様之事、

〔朱書〕「十五」罪可減者ハ累減ヲ得ル事

26 一 縱ハ罪ヲ犯ム者首と從と有之時、其從之者ハ  
罪一等ヲ減ム上、其者外ニ可減子細有之時ハ  
亦幾等も段々ニ減可申事、

## 〔一六〕

〔朱書〕「十六」婦人犯罪ヲ申事

27 一 婦人之犯罪ハ鞭十五ニ不可過、鞭十五以上ニ相

## 〔一七〕

〔朱書〕「十七」不義之財物取捌之事

28 一

財物之上ニテ罪ヲ犯ム者本人相手共ニ罪有之

時は其財物沒納可致事、若相手方有罪本人罪  
無之時ハ其財物本人江返ム事、

30 一

財物之沒納可致もの并本人江可相返もの既ニ  
費シ用ムハ、償可令出ム事、若科人身死ム而  
品物費用之節ハ取立ニ不及事、

## 〔一八〕

〔朱書〕「十八」同類之内出奔有之片口ニ相成ム者之事

31 一

同類之内老人ハ出奔致シ老人召捕ム節、其者  
出奔致ム者ヲ本人之旨申出別ニ證人無之時ハ  
其者ハ從と致し刑ヲ加ヘ可申事、其後出奔致  
ム者ヲ召捕ム而糺明致ム節、最初之者本人ニ

(補外書)  
「首力」

相違無之ハ則從。といたし残る刑ヲ加ヘム事、

(一九)

32 —

(朱書)  
「十九」罪科加減之例

云ハ本罪之上に猶減ヲ輕ク致ム事、但減ム節と  
加トハ本罪之上に猶加ヘテ重ク致ム事、減ト

ハ四段之死罪三段之徒罪各一等と致シ減ム

事、鞭刑ニ至テハ三鞭ツ、之一等ヲ減可申事、  
加ヘム節ハ一段毎ニ二等と致ム事、猶加罪ハ  
徒一年半鞭二十限ニ而加ヘテ死ニ不可入、加

ヘテ死ニ可入ものハ其ヶ条ニ其訛断有之事、

(朱書)  
「点羽二曰、鞭刑ニ至る者三鞭ツ、之一等を減可  
申事、已五月相付ム事、」

(二〇)

(朱書)  
「廿」闕所之事

33 —

闕所之事、三十日上專利欲ニ拘ム科ハ其利欲

軽重ニ寄田畠或ハ家屋敷家財等闕所可申付ム

事、重罪ニも利欲ニ不拘者ハ律之ヶ条出ム外

ハ闕所不可致事、

(補外・行間書人、朱書)  
「点羽二曰、諸手足輕中村幸左衛門無調法之義有之永之

(二一)

34 —

(朱書)  
「廿一」取押物之事

(朱書)  
「廿一」取押物之事

御假退放被仰付ム節、同人龜甲町ニ所持之家屋敷御取  
士之様ニ町役之者存願申出ム事、同人中町ニ所持之明  
屋敷者御取上ケニ相成、町方ニ所持之分ハ御構無之  
旨、尤以來無榜役之者町家住居之家屋敷ハ御構無之、  
無榜ハ其罪に寄御沙汰之事、(一)五月十二日」

(二二)

節引廻之上牒、

加擔手傳致シテ者ハ斬罪、加談斗シテ而手傳不致  
ものハ徒一年半鞭三十、

36 一 痞付シテ斗シテ而不死時ハ、張本人ハ斬罪、加擔  
手傳ハ徒一年半鞭三十、

37 一 謀殺シテ事行シテハ、疵付不申シテ共、張本人鞭三  
十、加擔手傳之者ハ鞭十五、

41 一 累逆之事既シテ行シテ得共、縦疵付不申シテ共磔、

42 一 親類之者妻子不殘遠追放家屋敷家財闕所、但  
子シテ而も別居之者ハ御用擇之事、

43 一 親殺之者於自滅ハ死骸塩漬之上磔、

38 一 右之張本人縊ハ其場ニ不臨シテ共殺シテ節其身手

ニ懸殺同然、疵付之節ハ手ニ懸疵付ニ同然之  
事、加擔之者ハ其場ニ不臨シテ得者、其場ニ臨  
め者シテ罪一等シテ許可申事、

39 一 若因之財宝ヲ取シテハ強盜之律ニ隨ひ張本人  
加擔之差別無之不殘磔、但同行之内ニ而も財  
を分ケ不申シテ得者謀殺之律ニ而捌シテ事、

〔二四〕

族。

〔朱書〕  
〔廿四〕 親殺之謀殺

44 一 祖父母を殺さんと謀既シテ行シテ者ハ獄門、殺シテ  
ヘハ磔、但母方之祖父母同様之事、

45 一 婦人夫之祖父母并夫を殺シテ者右同様之事、

46 一 伯叔父姑兄姉者謀殺已シテ行シテ得者徒一年鞭

三十、疵付シテ得者獄門、殺シテ得者磔、  
47 一 祖父母父母子孫を謀殺致シテ者ハ不及解死人、  
徒一年半鞭三十、

〔二三〕

〔朱書〕  
〔廿三〕 謀子親ヲ殺シテ者

40 一 謀テ親を殺シテ者男女ニ不限肆之上鋸引、婦人  
夫之父母ヲ殺シテも同前、

但鋸引之者ハ罪之次第建札致し於往来道路

隣シテこと三日往来之者勝手次第鋸引致  
せ、右日限相済シテ迄鋸引致シテ者無之節ハ其

〔朱書〕  
〔廿五〕 謀而主人を殺シテ者

49 一 謀而主人ヲ殺ムもの男女不限肆者鋸引、疵付

ム得ハ凡而子ノ父母江對ムと同様之事、

50 一 下人他之主人ヲ殺ム者磔、但下人主人ヲ暇出

外奉公致罷有本の主人殺ム者他ノ主人殺ムと

同様之事、

(二八)

〔未書〕「廿八」頭分之者謀殺致死者

54 一 支配之者頭分之者殺さんと謀既ニ行ムヘハ徒

半年鞭三十、疵付ム得ハ斬罪、殺ム得ハ磔、

(二九)

〔未書〕「廿九」兜詛毒薬

55 一 咎詛調伏等を以て人を殺ト謀者ハ謀殺之律を

以て罪ニ行ム事、若只一人ヲ苦めんと謀ムハ二等を減ム事、毒薬用ムも同様之事、毒薬を買

未用者鞭三十、其事ヲ知而薬ヲ賣ム者同罪、不知時ハ御咎無之、

52 一 妻妾人と姦通致ムを現在姦通之所ニ而見居則  
時ニ殺ム者ハ御咎無之事、若其場ヲ立去ム後  
訴も無之擅ニ殺ム者喧嘩ニ而人ヲ殺ムト同

様之事、

(三〇)

〔未書〕「卅」打擲ニ而人ヲ殺ム者

56 一 元より巧ミテ殺ム心ニ者無之一時之喧嘩打擲ニ  
而人ヲ殺ム者ハ斬罪、尤相手之方理不尽之致  
方ニテ不得止事於切害ハ、相手之親類名主證  
議之上被殺ムもの平日不法者ニ相違無之ム  
ホトキムコク殺害致ム者引廻之上磔、家財闕

所死者之家江被下ム事、妻子ハ遠追放、加談

致ム者手傳致ムもの共々獄門、

但追放之事別居之子ハ御用捨之事、

(二七)

〔未書〕「廿七」一家三人ヲ殺ム者

53 一 一家ノ内非死罪人ノ三人ヲ殺并人ノ支體ヲ切

ハ、死罪二等ヲ減可申事、  
同謀而人ヲ打擲致し因テ死ニ至りムヘハ急所ノ疵ヲ得せル者を解死人ニ可致事、但最初事を企ム者ハ徒一年半鞭三十、餘ノ人ハ何違鞭十五、

## 〔三二〕

〔采書〕「州二」夫有罪之妻妾ヲ殺ム者一妻妾夫ノ祖父母父母ヲ打擲等ニ寄其夫打之因テ死ニ至ム得ハ御撻無之、若又強而擅ニ殺ム得ハ鞭十五、但外之罪等ニ寄打殺ハ可為解死

人事、

夫妻妾を打擲或ハ罵等致ムニ寄其妻妾自害ム者不及御沙汰事、

## 〔三一〕

〔采書〕「州一」怪我ニ而人ヲ殺ム者一怪我ニ而人ヲ殺或ハ疵付ム者打擲ノ律ニ因テ贖ヲ取其者江被下置ム事、

途中馬車ニ而人ヲ過チムもの緩急の事無之も

の怪我ヲ以沙汰可致ム事、若不憤之儀於有之

ハ打擲之律を以刑ヲ可加事、

60 一 危キ仕事ヲ致因テ人ヲ殺ムもの贖ニハ難相成

打擲之律ヲ以刑ヲ加ヘ可申事、

61 一 嘘囁等ニ而因テ傍ノ人ヲ殺疵付ム者喧囁ニ而人ニ疵付ムト可為同然事、

62 一 若又強て人ヲ殺ムとして過而別人ヲ殺疵付ム者説殺ヲ以沙汰可致事、

## 〔三三〕

〔采書〕「州三」人ヲ逼テ死ヲ致ム者

63 一 事ニ依テ人ヲ逼リ其人自殺致ム者鞭十五并金二両を出さしめ死者の家江被下ム事、若姦ヲ行盜ヲ致ムため人ヲ逼リ死ヲ致ム者ハ獄門、

## 〔三四〕

〔采書〕「州四」人殺之者を内濟ニ致ム者

66 一 祖父母父母人ノ為に殺さ連其子孫内濟致ム者徒一年半鞭三十五、夫被殺而内濟致ム者同然、伯叔父姑兄姉ハ二等ヲ減可申事、若子孫

人ノ為に被殺祖父母父母内濟致ひ者鞭九、常人ノ内濟ハ鞭三、

67 内濟ノ為暗ヲ取ひ者ハ錢の高を以竊盜に準し

重方ニ而沙汰可致事、

但父母殺され賄ヲ取ひ者ハ死罪、

68 同居或ハ同行ノ人初タ其人ヲ謀テ殺せんとす  
る事乍存不留者并殺されぬ後不訴者鞭十五、

69 事乍存不留者并殺されぬ後不訴者鞭三十、

(三五)

[禁書]  
〔卅五〕 打擲

70 嘘喧打擲ハ疵ノ輕重ヲ以罪ヲ定ム事、

71 手足或ハ外ノ物ヲ以打擲致ひもの戸メ廿日、

日、疵付ぬ得者戸メ廿日、

但打ぬ所不破共青赤ニ腫ぬを疵と定ム事、

72 血鼻口ノ内より出或ハ内損血止ぬ者鞭九、不淨ノ物ヲ以人ノ頭面ヲ汚ぬもの右同、

73 齒一枚手足ノ指壻本ヲ折一目ヲ傷并耳鼻ヲ傷  
ム者鞭十五、湯火を以人傷ぬ者不淨ヲ以人ノ  
口鼻ニ入ぬも同様之事、

74 齒一枚指二本以上ヲ折ぬ者ハ鞭十八、  
人ノ骨ヲ折并両目ヲ傷メ或ハ婦人ノ胎ヲ墮し

并一切之刃物之切疵ハ鞭廿四、但兵器ニ而も  
柄ヲ打ぬハ刃物ニハ無之事、

75 手壻本足壻本ヲ折壻目ヲ潰ぬものハ鞭三十、  
兩手足ヲ折或ハ両目ヲ潰し或ハ持病等有之處  
因て癱疾ニ至らしむる者并人ノ陰陥ヲ傷ぬ者

徒壹年半鞭三十、

右科人家財半分ヲ以疵得ぬものへ被下ル事、  
右条々ノ科人大勢ニ而犯ぬ節其内疵付ぬ者

ヲ重罪に致ム事、本趣意企ム者ハ疵付不申

ムとも其次之科に申付ム事、但疵ヲ得ぬ者  
若死ニ至リム得ハ同行之内人を殺ぬ節不留  
ノ律ニ依テ鞭十五、

[禁書]  
〔卅六〕

[禁書]  
〔卅六〕 嘘喧ニ而双方疵有無之事

76 嘘喧ニ而双方疵ヲ得ぬ節双方之疵相改疵之輕  
重ニて罪ヲ定ム事、尤跡タ手ヲ下シ理直キ方  
ハ二等ヲ減シ可申事、

[禁書]  
〔卅七〕 痘療治之事

77 一 痘を蒙りぬ者日限ヲ立打擲之者ヲ療治致さし

81 一 下人として主人を打擲致ひ者獄門、死ニ至ル

得ハ鋸引、怪我ニ而殺得ハ斬罪、怪我ニ而  
死人事、若日限之内ニ而も疵平愈致ハ断差出

致付得ハ徒一年半鞭三十、

78 一 指一本ヲ折ハ已上之疵日限ノ内療治ニ而平愈  
致ハハ罪ニ等ヲ可減、日限満る日迄平愈無  
之ものハ右之本律ヲ以相用事、尤婦人破産并  
病氣平愈ニ而も痼疾等ニ至ラハ罪減申間敷ニ  
事、

79 一 手足其外ノ物ニ而輕キ打疵ハ廿日限、金創火  
毒ハ三十日切、手足ヲ折骨痛ミ婦人ノ墮胎ハ  
五十日、

事、

80 一 手足其外ノ物ニ而輕キ打疵ハ廿日限、金創火  
毒ハ三十日切、手足ヲ折骨痛ミ婦人ノ墮胎ハ  
五十日、

事、

(三七)

「卅八」勢ひヲ以人ヲ縛り打擲致ひ者

81 一 争論ニ依て人を縛り打擲致或ハ於私家人ヲ押  
籠メ等致ひ者鞭九、若疵重ク内損吐血已上ニ  
至ル得ハ平人打擲ヲ二等ヲ加ヘ可申事、尤自  
分手ヲ下不申共差圖致ひ者本罪ニ可致事、差  
圖を受手ヲ下ル者一等ヲ減可申事、

(三八)

「卅九」下人主人ヲ打擲致ひ者

(三九)

「四十」妻妾夫ヲ打擲致ひ者

82 一 主人下人ヲ打擲致ひ者毎キ疵ハ御沙汰ニ不及  
事、折傷已上ノ疵ハ平人打擲ヲ四等ヲ減可申  
事、死至ルハ鞭十八、怪我ニ而殺得ハ御沙汰ニ不及  
事、死至ルハ鞭十八、怪我ニ而殺得ハ御沙汰ニ不及  
事、

83 一 妻夫ヲ打擲致ひ者ハ鞭十五、折傷以上ノ疵ハ  
平人ヲ三等ヲ加ヘ可申事、一日ヲ潰ル已上ハ  
斬罪、死ニ至ル得ハ鞭、

84 一 若妾ハ夫并妻ヲ打擲致ひハ又一等を加ヘ可  
申事、致ニ至ル得ハ鞭、尤加るものハ加て死  
ニ入ル事、

85 一 夫妻ヲ打擲致ひ者折痕已上ニあらざれハ御沙  
汰不及事、「右已上ニあらざれハ御沙汰不及  
事」右已上ハ平人ノ律ニ二等ヲ減可申事、死  
ニ至ル得ハ斬罪、妾ヲ打擲いたし折傷以上に  
至ル得ハ又二等ヲ減可申事、死ニ至ル得ハ鞭

## 〔四〇〕

三十、妻ノ妾ヲ打擲致シヘハ夫ノ妻ヲ打擲致  
と同様之事、怪我ニ而殺シハ其證拠分明に於  
ハ不及御沙汰事、

## 〔四一〕兄弟の打擲

87 一 弟并妹として兄姉ヲ打擲致シもの鞭廿七、疵

付候ヘハ鞭三十、折傷ハ徒一年半、刃傷及手  
足ヲ折一日ヲ漬シ已上ハ斬罪、死ニ至シヘハ  
獄門、伯叔父姑ヲ打擲致シもの同様之事、怪  
我ニ而殺或ハ疵付シもの本殺傷ノ罪ニ二等ヲ  
減可申事、尤頗ニ者難相成シ、

88 一 兄姉ノ身として弟妹ヲ打擲ニ而殺、伯叔父姑  
之甥姪ヲ打擲ニ而殺候ハ鞭三十、怪我ニ而殺  
之姪姪ヲ打擲ニ而殺候ハ鞭三十、怪我ニ而殺

證拠分明ニ於てハ御沙汰ニ不及事、

89 一 子孫として祖父母父母を打擲致シ者并妻とし  
て舅姑ヲ打擲致シ者獄門、死ニ至候得ハ鋸

引、怪我ニ而殺シヘハ斬罪、

90 一 祖父母父母子孫ヲ打擲ニ而殺シもの鞭十五、  
繼母ハ一等ヲ加ヘ可申事、但子孫祖父母父母  
罵り或ハ打シニより依之打擲致死ニ至シ得ハ

## 〔四一〕祖

御沙汰ニ及不申、怪我ニ而殺シも同様之事、  
〔四二〕師匠ヲ打擲致シもの  
91 一 師匠ヲ打擲致シ者平人ニ二等ヲ加ヘ可申事、  
殺シ者ハ磔、

## 〔四三〕祖

〔余書〕〔余書〕「父母人ニ被打擲其子孫打返シ者

92 一 祖父母父母ノ為ニ打擲せら連其子孫致シため  
返打シ者輕キ疵ハ御沙汰ニ不及、折傷已上ニ  
至シ得ハ平民打擲カ三等ヲ減可申事、死ニ至  
シヘハ定法之通可為下手人事、

## 〔四四〕盜賊

〔余書〕〔余書〕「△」盜賊

## 〔四五〕竊盜

93 一 盜致シ者入墨之上盜取シ高に應し輕重罪科可  
行事、

定 一 十メ日下 入墨 鞭三

一 十メ以上 同六  
一 二十メ以上 同九

※

(獨外行間書入、朱青)  
「御刊法帳」之委盜賊百三十貫以上死刑之科目ニ得共、  
盜取之金價高下ニ寄金高同様ニ而も死活ニ相撲不  
拘縛ニ付、古來タ御定被置ハ使者金給渡之割を以金毫  
兩八拾目米毫復拾五俵之積ニ而以来右百三十貫文ニ相  
渡ル様被仰付ル事、

文化十癸酉年十一月廿六日」

94 一 盜に入ル者財物ヲ取不申ル得ハ鞭三入墨ハ許

之、但人ノ土蔵ヲ破リ或ハ盜ニ入ル次第ニ寄

り大盜ニ紛無ルハ、財物ニ不拘入墨鞭三

十、

95 一 入墨之儀腕ヘ廻シ幅三歩程入墨可致、尤初度

ハ右腕ヘ彫リ二度目ハ左ヘ彫、三度に及ル得

ハ不寄多少斬罪、

斬但從之者ハ死罪一等ヲ許ル事、

右錢高ヲ以罪ノ輕重ヲ定ム餓盜取ル品幾人ニ

而も分類而も分別之高ニ不拘盜取候本高ヲ以

一人毎に罪ヲ加ヘル事、尤從のものは一等ヲ

減可申事、但一時ニ數家ニ於テ盜取ル節其内

只一家ノ財多キ高ヲ罪ヲ定ム事、米穀等ハ時

之直段を以錢に致し品物直打致させ錢ニ差積

可申事、

#### (四四)

96 一

〔朱書〕  
「四十五」御城中に入盜致ル者

御城中江忍入盜致ル者獄門、

但寛政十一未年四月表坊主棟方嘉林隠居之  
後病屈ニ而御城江紛入ルニ付、死罪一等ヲ

許、徒刑ニ被仰付ル例、

(四五)

97

一

〔参考〕  
〔四十五〕自分預ノ物ヲ私曲致シ者

御預ノ物ヲ致私曲盜取シ者首從差別無之盜取  
ム錢高ヲ以罪ヲ定シ事、尤幾人ニ而も分ふ而  
も分前之高ニ不拘盜取シ本高ヲ以一人毎に罪

加シ事、  
定

一 二メ五百文以下	入墨
一 二メ五百文以上	鞭九
一 五メ文以上	同十二
一 七メ五百文以上	同十五
一 十メ文以上	同十八
一 十二メ五百文以上	同廿一
一 十五メ文以上	同廿四
一 十七メ五百文以上	同廿七
一 二十メ文以上	同三十
一 二十五メ文以上	同三十三
一 三十メ文以上	徒半年
一 四十メ文以上	死罪 <small>(マ)</small>

死罪(マ)  
同三十  
徒半年

(四六)

98

一

〔参考〕  
〔四十六〕御藏ノ財物ヲ盜取シ者

御藏ノ財物ヲ盜取シ者并御藏廻之者共御藏  
財物ヲ致私曲シ者首從之差別無之盜取シ  
钱高を以罪ヲ定シ事、尤幾人ニ而も分ふ而  
も分前之高ニ不拘盜取シ本高を以罪ヲ加ヘシ事、尤一  
人毎ニ罪加ヘシ事、

定

一 五メ以下	入墨
一 五メ以上	鞭六
一 十メ以上	同十二
一 十五メ以上	同九
一 二十メ以上	同十五
一 二十五メ以上	同十八
一 三十メ以上	同廿一
一 三十五メ以上	同廿四
一 四十メ以上	同廿七
一 四十五メ以上	同三十
一 五十メ以上	徒一年
一 五十五メ以上	同三十

徒一年半  
同三十  
徒半年

一 八十メ以上 割

但御威廻之もの致私曲ムヘハ死罪ノ代  
リ徒二年鞭三十、

(四七)

(朱書)  
〔四八〕 強盜

99 一 追剝強盜之者既に行ムヘハ財物ヲ取不申ム共

徒一年半鞭三十、既ニ財物取ム得ハ同類不殘  
磔、

100 一 盗に忍入ム者其家ノ人江手向致シ或ハ粧付ム  
ヘハ強盜之御仕置たるべき事、

但同類之者助力不致者ハ竊盜ヲ以可致沙汰  
事、

101 一

若竊盜已ニ財物ヲ捨逃去ムヲ其家人追懸因テ  
手向致シ者ハ不用此律、斜人手向致シ律ヲ以  
刑ヲ加ヘム事、

(四八)

(朱書)  
〔四九〕 白昼人ノ物ヲ搶奪ム者

102 一 白昼人ノ物ヲ搶奪ム者鞭三十、若取ム品之高  
多ムハ、竊盜之罪三等ヲ可加事、徒之者ハ一  
等を可減事、

(四九)

(朱書)  
〔五〇〕

103 一 盜ノ為火ヲ付ム者火刑、但燃立不申ム得者斬  
罪、

附火を可附旨張札投文致シ者徒二年鞭三十、

〔余行簡書入、朱書〕  
点羽ニ曰、火札之刑書加之儀文化元年

子ノ六月御用所御演説を以書加之、」

107 なし

(朱書)  
〔五十一〕 馬盜

108 一 馬ヲ盜賣致シ者斬罪、

(朱書)  
〔五十二〕 盜軋

109 一 盜軋取ムもの袖取之多少を以御藏ノ財物ヲ  
盜取ム律ヲ以刑ヲ可加事、

又難船等之節便ニ乘礼妨致シ者同様之事、

104 一 嘘噏等致因テ財物ヲ奪取ム者是又同様之事、  
巾着切之類搶奪ニハ無之候竊盜之律ヲ以刑ヲ

加之事、

## 〔五一〕

- 110 山師共過木伐取ひ者伐出ノ過木不殘取上、伐  
出之多少ヲ以罪ヲ加へ事前条同様之事、  
一 捨本以下 一メ百文
- 111 御留山ニ而柴薪木等盜伐ひ者過料尫メ文、尤  
伐出高多ニ節ハ錢ニ差積一倍之過料可申付ひ  
一 捨本以上 二メ四百文
- 112 事、御留山ニ無之共御停止木伐取ひ者同様之  
事、  
一 捨本以上 三メ文
- 113 一 山中伐荒有之科人不相知節ハ伐荒多少を以山  
下村過料可申付ひ事、  
一 捨本以上 四メ六百文
- 〔一以下次〕 但櫛壳本之代小杉百本杉雜木壳本代小杉五  
拾本、
- 114 一 伐荒之場所江植付不相成所ハ手寄空山  
見立植付ひ様、  
尤植付多時ハ三ヶ年五ヶ年之内、  
右者已ノ年済、

## 〔五二〕

- 115 一 出水之節流失木取上ひ者見分之上五ヶ山  
師ヲ相渡可申ひ事、若隱匿ひ而被見出ニ節隠  
木多少ヲ以過料差為出ひ事、  
定

## 〔五三〕

- 116 一 田野ノ穀物盜取ひものハ竊盜に準し多少ヲ以  
罪ヲ定ひ事、  
一 但入墨同様之事、
- 〔五四〕
- 117 一 柴草木石之類人功を以伐取積置ヲ擅ニ取ひも  
の是又同様之事、  
一 但入墨免之、

## 〔五四〕

〔朱書〕〔五十四〕夜中無故人ノ家江入る者

118 一 夜中無故人ノ家江入る者ハ鞭三、若其家人即時ニ殺ル節御構無之、若又既ニ捕置擅ニ打擲致死付ルハ、平人打擲ヲ二等ヲ減罪行ル事、死ニ至ル得者鞭三〔マニ〕

付ル者斬罪、

## 〔五七〕

〔朱書〕〔五十六〕入墨ヲ抜取ル者

123 一 盗致シ入墨ニ被行ル者其後竊ニ抜ル者鞭二、入墨仕直し可申事、

## 〔五五〕

〔朱書〕〔五十五〕盜ノ宿致ル者

119 一 強盜ノ宿致ル者其身不行とも財物分取ル得者磔、財物取不申ルヘハ徒一年半鞭三十、竊盜ノ宿致財物分取法得ハ其身不行共竊盜ノ首と可為同罪事、財物ヲ取不申ル得者一等ヲ減可申事、入墨同様之事、

120 一 強盜竊盜ノ盜物乍存貰ル者品物錢ニ差積竊盜之律ニ等ヲ減シ罪を行ル事、乍存預置ル者又一等を減ル事、

但品物高多ル共鞭十五ニ而許可申事、若不存ルヘハ御構無之品物ハ本人江返可申事、

## 〔五六〕〔朱書〕〔勾引〕

122 一 手段ヲ設ケ人ヲ勾引ル者鞭三十、因テ人ヲ疵

## 〔五五〕〔朱書〕〔下、勾引〕

122 一 手段ヲ設ケ人ヲ勾引ル者鞭三十、因テ人ヲ疵

## 〔五八〕

〔朱書〕〔五十七〕謀書謀判致ル者

124 一 御印并奉行諸役人ノ判ヲ似せ造ル諸渡物等取ル者は、竊盜に準し錢ノ高ヲ以罪科之輕重

減可申事、

125 一 似せ印形似手紙或ハ古手形ヲ取持公私之物ヲ取ル者は、竊盜に準し錢ノ高ヲ以罪科之輕重ヲ可行事、

但入墨竊盜同様、

126 一 語らひ手段ニ而取ル者は又竊盜同様之事、入墨ハ免之、  
物取ニ無之申証ノ為メ有合之印形押ル類ハ竊盜ニ準し一等ヲ減可申ル事、入墨免之、

## 〔五九〕

〔朱書〕〔五十八〕役人ヲ似せルもの

128

在々通り役人ヲ似往来ノ人馬賄等為差出シも  
のハ鞭三十、

(六〇)

129

〔参考〕  
〔六〇〕似金銀ヲ造シ者

似金銀造シ者并私ニ錢ヲ铸シもの穢、細工人  
同罪、其餘加談之もの死罪一等ヲ減可申事、  
但似金と乍存通用致シ者同様、

〔参考〕  
〔△〕 賄賂

〔参考〕  
〔六一〕狂法賄賂之事

〔参考〕  
〔狂法ノ賊ト云ハ金銀貨財  
ヲ取テ其罪ヲ見ノカシテ  
狂法ノ賊ト云〕

130

賄賂ヲ狂たる事をいたしムもの錢ノ高を以輕  
重之罪に可行事、尤何人より受シ而も懲罰押合  
其高を以罪ヲ相定シ事、若犯シ事重シハ、人  
ノ罪ヲ輕重致シ律ヲ以刑ヲ加ヘシ事、

定

〔参考〕  
〔△〕 鞭

一 五メ以下

同九

一 十メ以上

同十二

一 十五メ以上

同十五

二十メ以上  
二十五メ以上

同廿一  
同廿四

三十五メ以上  
同廿七

四十メ以上  
同三十

四十五メ以上  
〔徒半年  
鞭三十〕

五十メ以上  
〔徒一年  
同三十半〕

五十五メ以上  
〔徒一年半  
同二年〕

一百廿メ以上  
〔死罪ノ代徒二年  
同三十〕

五百メ以上  
〔徒一年半  
同二年〕

五百五メ以上  
〔徒一年半  
同二年〕

同十八  
同廿一

同廿四  
同廿七

同三十  
同三十一

同三十一  
同三十二

同廿一  
同廿四

同三十一  
同三十二

同廿一  
同廿四

同三十一  
同三十二

(六二)

(六三)

131

〔参考〕  
〔六二〕不狂法賄賂之事

法ハ狂子共賄路受ル  
賊ト云、凡不義ノ財ヲ  
取ニ得ハ狂たる事無之ものハ惣

錢之高押合半分にして罪ヲ定ム事、但一人より  
受シハ半分に不致事、

定

〔参考〕  
〔△〕 鞭

一 十メ以下

同六

一 十メ以上

同九

一 二十メ以上

同九

同廿一  
同廿四

同三十一  
同三十二

(六三)

(六四)

132

〔参考〕  
〔六三〕

不狂法賄賂之事

法ハ狂子共賄路受ル  
賊ト云、凡不義ノ財ヲ  
取ニ得ハ狂たる事無之ものハ惣

錢之高押合半分にして罪ヲ定ム事、但一人より  
受シハ半分に不致事、

定

〔参考〕  
〔△〕 鞭

一 二十メ以下

同九

一 二十メ以上

同九

一 二十メ以上

同九

同廿一  
同廿四

同三十一  
同三十二

同廿一  
同廿四

同三十一  
同三十二

同廿一  
同廿四

同三十一  
同三十二

同廿一  
同廿四

同三十一  
同三十二

一一四

定

戸メ廿日

同三十日

鞭三

同六

同九

同十二

同十五

同十八

同廿一

同廿七

同廿四

同廿一

同廿四

同廿一

同廿一

同廿一

同廿一

事、

〔六三〕

132

〔六二〕四十メ以上

五十メ以上

六十メ以上

七十メ以上

八十メ以上

九十メ以上

一百メ以上

一百廿メ以上

〔六二〕坐贓之事

〔六二〕坐贓

〔六三〕賄ヲ取ルヲイフ、」

〔六三〕賄

差而頗合ひ事も無之通例只財ヲ受ひ分ハ坐贓  
之罪ニ可行事、尤懲罰半分ニ致ひ而罪ヲ定む  
事前条同様之事、尤与へぬもの三等を減む  
事、

〔六四〕

133

〔六三〕賄

賄賂ノ約諾いたし未財物手に入不申とも事を  
枉ゆ者ハ枉法ニ準し一等ヲ減し罪ヲ加へ可申  
事、約諾而曰ニ而未事ヲ枉不申ハヘハ不枉法  
ニ準し一等ヲ減罪ヲ可加事、

〔六五〕

〔采書〕〔六四〕賄賂ヲ行ふ者之事

下之者願事有之賄賂ヲ行ふ而法ヲ枉ム事ヲ行

一  
心得ハ差出ニ錢高を以坐賊ノ律ニ當刑ヲ可加  
事、尤枉ム事重ムハ、重キ方ニ而沙汰可致事、  
若上タル強ム而無拠差出ムハ、御咎無之事、

〔六六〕

〔采書〕〔六十五〕茂合取立私曲致ム者

一  
茂合錢為差出私用ニ致ム者枉法ヲ以罪ニ行ム  
事、音信ニ相用自ら使ヒ不申ム共同様之事、

〔六七〕

〔采書〕△田宅

一  
隱田畑致ム者一反歩ヨリ五反歩迄ハ鞭六、五

〔采書〕△田宅

一  
反歩毎ニ一等を加ヘ可申事、但隱田畑御收上一  
隱ム反敵一年ノ年貢可差出ム者、一  
御檢見之節惡地振替せム者右之格ニ而一  
等ヲ減可申事、尤反敵多ム共鞭十五ニ而許可一  
申事、村役之もの乍存見逃致置ムハ、本人同  
罪ノ事、若不存ム得ハ五反歩以下ハ許之、五一  
反歩已上ハ右ノ格ニ而三等ヲ減可申シ、尤反

赦多とも鞭九ニ而許可申事、

〔六八〕

〔采書〕〔六十七〕田烟質入

一  
年季ヲ以質入致ム田烟年季相済本人より元利  
返済受戻ム求ム得ハ、外事ニ託し不相返年來  
押領致ム者鞭三、年來之小作米可令返事、

〔六九〕

〔采書〕〔六十八〕田畑ノ押領ノ事

一  
他人ノ田畑ヲ事に寄せ押領致ム者屋敷ハ一軒  
田畑ハ一反歩タゞ五反歩迄鞭三、五反歩毎ニ一  
等ヲ加ヘ可申事、尤反敵多とも鞭十八ニ而用  
捨可致事、但年來ノ小作米令返事前條同様ノ  
事、△倉庫  
〔采書〕〔七〇〕一  
御收納ハ年々十一月卅日迄皆済可致事、若翌一  
正月迄無故して皆済無之者御收納之高十分ニ  
割一分滞ムヘハ戸メ廿日、一分毎ニ一等ヲ加  
ヘ可申事、村役同様之事、尤鞭九迄ニ而許可

申事、

〔七四〕

〔采書〕不實之事ヲ致訴状ル者  
不実之事を申出人を罪に落さんとするもの鞭

- 141 御藏廻り之者御藏之米錢致内借ル者米錢之高  
ヲ以窃盜ニ準し罪ニ行可申事、若懸り之者に  
あらされハ一等ヲ減可申事、但入墨ハ許之、  
なし」

- 145 不実之事を申出人を罪に落さんとするもの鞭  
刑追放ニ可被行事ヲ訴ル得ハ可為追放事、若  
死罪ニ可相成ル儀ヲ訴ル得ハ鞭三十徒一年  
半、

- 142 御藏廻り之者御藏之米錢致内借ル者米錢之高  
ヲ以窃盜ニ準し罪ニ行可申事、若懸り之者に  
あらされハ一等ヲ減可申事、但入墨ハ許之、  
なし」

〔七五〕

〔采書〕訴訟付手越之訴状

- 143 訴状差出者其向々支配頭江差出可申事、手越  
致し奉行御役人ニ差出ル而も取上申間敷事、  
若願難相成儀ヲ強而手越ニ出ルハ、戸メ三十

〔七五〕

〔采書〕親族訴候者

- 147 若二ヶ条訴ル節輕事ハ美にて重き方ハ偽リ或  
ハ一事ニ而も軽き事重ク申出ル者、鞭之内実  
事分ヲ差引残る鞭數ヲ以刑ニ行ル事、

〔七六〕

〔采書〕親族訴候者

- 148 但願可相立筋ヲ支配頭ニ而取押置或ハ支配  
頭ノ非道之取扱有之ヲ訴ル願ハ可為格別  
事、

〔七六〕

〔采書〕親族訴候者

〔七七〕

〔采書〕無名之訴状

- 149 一 無名之訴状投文致ル者鞭三、訴状之趣取上沙  
汰致間敷事、

- 149 一 伯叔父姑兄姉之事を訴ル者鞭十五、訴ル事偽  
ニ候ヘハ平民ル罪三等を加ヘ可申事、但被訴  
ル者ニ科人自身申出ル律と同様之事、若伯叔  
父兄姉非道之事有之不得止事申出ルハ可為格

別事、

153

「隠津出致<sup>ム</sup>者品物取押鞭十五、相對いたし賦  
ム者過料倍貲式百文、」

〔七六〕

〔朱書〕  
〔七五〕 子孫父母之教ニ背ム者

150

子孫として父母之教に違ひ或ハ養育欠ム儀有  
之者ハ鞭十五、但父母之申出に寄り刑ヲ加ヘ  
ム事、

〔七七〕

〔朱書〕  
〔七六〕 訴訟ノ腰推致ム者

151

訴訟之腰推致シム者、或ハ人之為に訴状ヲ造  
リ人を罪に落さんといたしム者本人と同罪之  
事、

〔七八〕

〔朱書〕  
〔七七〕 強訴

152

顧難相立儀ヲ大勢徒黨致し支配頭之差圖を不  
相用於強訴ハ、其棟梁致ム者鞭廿四、加談致  
ム者一等ヲ可減事、其餘一通り之餘黨ハ吟味  
之上用捨可有事、

〔七九〕

〔朱書〕  
〔七八〕 隠津出之事

〔編外・行説書入・朱書〕  
〔点羽二〕「隠津出致ム者御片付之儀御定通鞭十五ニ被  
行、其所江差置ム而ハ又々隠津出手段取巧ム御沙汰ニ  
而、所拂之上外漬者四ヶ組住居御拂被仰付ム様申上  
寵有心得共、左ム而ハ浦々江住居勝手次第之ム様心得  
ム而ハ返而差障ニ相成ムニ付、後瀛組前田市五郎御  
片付之節、鞭刑十五鞭被行所拂之上外漬浦々并四ヶ組  
住居御拂被仰付ム様申上相濟、以采右ノ通相認可申  
事、猶又西漬も右之心得ニ而取扱可有之事、寛政十三  
酉年二月」

154

米留有之節無手形隱出ム者鞭六、駄賃付ハ過

料壹貫式百文、

〔編外・行説書入・朱書〕  
〔点羽二〕「米留所忍通ム者荷物并馬共御取上之管、  
〔マニ〕己闇七月廿一日被仰付ム事、」

〔行説書入・朱書〕  
〔点羽二〕「米留所忍通馬取押ニ相成御愈儀之節、自分  
持馬無之与か持馬有之ム而モ外ニ他人之馬借レム而取  
押ニ相成ム旨申出ム節、當人愈儀之上萬貨ム旨申出有  
之時ハ人別帳并馬帳愈儀之上分明ニムヘハ、本人江相  
返可申事、尤勝本村米留所ニ而馬并米取押之節、外人

△借馬武定有之本人江相返の儀伺相済、

寛政十三年四月

資

(八〇)

155 一 〔采書〕 旅船荷上ヶ致ひ者品物取押致相對之間屋鞭六  
家業取放、

(八一)

156 一 〔采書〕 隠商壳

但過料之定別帳戸數万條例有之、

(八二)

△雜犯  
〔采書〕 博奕

157 一 博奕致ひ者鞭三、其場之金銀ハ没官可致事、

但宿致ひ者可為同罪事、尤其場に居合せ者

△外同類有之候共一々詮議ニ不及事、  
但軽き宝引よみかるた等致ひ者戸メ三十  
日、

(八三)

〔采書〕 御用ヲ頼合致ひ者

158 一

御用事ヲ曲テ頼合致ひ者戸メ三十日、頼ひ者  
并頼を受ひ者同罪之事、若既ニ施行ひ得ハ頼  
ヲ受ひ者ハ鞭六、頼ひ者ハ其事親戚朋友之  
にひ得ハ本罪二等を減、自身之為にひ得ハ本  
罪之上に一等を加へひ事、尤曲事重ひ得ハ人  
之罪を輕重致しム律を以刑ヲ加へひ事、為是  
カ賄賂を取ひ得ハ枉法之律を以刑を加へひ  
事、

(八四)

〔采書〕 八十二 人之罪ヲ輕重致ひ者

159 一

依怙顛負を以人之罪を輕重致ひ者其增減致ひ  
所ヲ以其分之罪ヲ加へひ事、若或ハ全ク隠或  
ハ全ク偽ひ得ハ基本罪を以刑ヲ加へひ事、

(八五)

〔采書〕 八十三 失火

160 一

失火致ひ者戸メ廿日、類焼有之ひ得者三十  
日、因テ人ヲ燒死シヘハ鞭十五、一家之内誰  
ニ而も手過チ致ひ者ハ刑ヲ加へひ事、若  
御宗廟并御城等江類焼及ひ得者徒一年半鞭三

十、

161 諸役所并御藏内ニ於テ致失火シ者鞭廿四、

加事、

〔八七〕

〔采書〕  
〔八十四〕 御触ニ背シ者

163 → 御触ニ背シものハ事之軽きハ戸メ十五日、重きハ戸メ三十日、

〔八八〕

〔采書〕  
〔八十五〕 不可為義ヲ致シ者

164 → 不可為義ヲ致シ者事之軽きハ戸メ廿日、重きハ鞭三、是ヶ条之儀元来重き科ハ律ニ正敷ケ条有之シ得者軽き事ニ至りシ事變萬端ケ条ニ難延シ間、有様シ儀ニ等ニ分、此ヶ条ヲ以沙汰可致事、

〔八九〕

〔采書〕  
〔八十六〕 科人手向致シもの

165 → 科人逃走捕手之者江手向致シ者本罪之上ニ二等を加ヘべき事、尤人ニ疵付折傷ニ至シハ斬罪、

〔九〇〕

〔采書〕  
〔八十七〕 科人出奔

166 → 牢破井積之内繩解キ出奔致シ者本罪ニ二等可

167

預之者不覺ニ而取逃シ者預人并番人三十日内に捕ル様申付、若捕兼シ節者罪人の科ニ三等を減態与逃シ得ハ科人同罪、

〔九一〕

〔采書〕  
〔八十八〕 科人ヲ隠シ者

168 → 科人御詮義之者ヲ乍存隠匿、或ハ其事ヲ告知らせ逃シ節ハ科人ノ罪ニ一等ヲ可減事、

〔九二〕

〔采書〕  
〔八十九〕 私ニ舛秤ヲ造通用舛秤ヲ増減いたし奸曲シもの鞭六、

〔九三〕

〔采書〕  
〔九十〕 御闕所忍通シ者

170 → 御闕所忍通シもの鞭九、山越致シ者鞭十二、

〔九四〕

〔采書〕  
〔九十一〕 立帰者

171 → 科有御沙汰之上追放被仰付シもの御構之地江立帰リシヘハ鞭三、本の如く追放可致事、

172 → 惡事有之他国ヘ出奔致其後立帰リ忍居シ者本

罪ヲ一等ヲ可加事、但本罪輕ムハ、御闕所忍  
通ム罪ニ一等ヲ可加事、

173 一 惡事無之出奔之後立歸ム者御闕所外江出不申  
ひ得者過代夫役廿日、

〔九七〕

〔參看〕九十四 僧尼之犯姦

180 一

僧尼犯姦ム者ハ平人姦淫之罪に一等ヲ加ヘ還

俗為致ム事、

相姦ムものハ平人姦淫之罪ニ行ム事、

資

〔九五〕

〔參看〕九十二 馬札紛失

〔九四〕  
なし

174 一 馬札紛失いたしゆもの過料壹貫文、

〔九八〕

〔參看〕九十五 下人家長之妻女ヲ姦ムもの

181 一

下人として妻女ヲ姦ムもの斬罪、妾ハ一等ヲ  
減可申事、

〔九六〕

〔參看〕九十三 姦淫

176 一 姦淫ム者ハ鞭九、男女可為同罪、夫有之もの  
ハ鞭三十、

〔九九〕

〔參看〕九十六 相對死

182 一

男女申合相果ムもの子細無ム之ムへハ死骸取  
捨、もし女ヲ先に殺し男存命ニムヘハ下死

人、

男相果女存命ニムヘハ下手人ニ不及三日

肆シ之上乞食手江相渡可申ム事、

183 一

男女共瓶斗ニ而存命ム得者是又三日肆し乞食

手江相渡可申事、

184 一

主人下人と申合相果ムもの下人相果主人存命  
ニムへハ下手人ニ不及乞食手江相渡、主人相

も同罪の事、

右何れも姦所ニ於て見届體成證拠有之夫或ハ  
親族ヲ申出ニ寄御沙汰可致事、外ヲ訴ム類ハ

果下人存命シハへハ獄門、

鑑勸善懲惡ニ相成ル様沙汰可有之旨、四奉行  
江能々可被由含ミム以上、

〔100〕

〔朱書〕  
「九十七」隨遊女

三月

御用人中

御家老

185 一 御免場所之外隨遊女抱置渡世いたしシム者ハ鞭

三、

〔八六〕

162 一

〔朱書〕  
「野火」

山野江野火附シハ者鞭三、若本人相知不申シム得  
者其領分之村所過料為差出シム事、

但過料之定郡所別帳定例有之、」

〔文政〕  
「丙寅年十一月御沙汰直」

山野へ野火附シハ者住居之町在引廻之上鞭十五、若本  
人相知不申シムへ其領分之村所過料為差出シム事、但

※ 過料之定郡方別帳条例有之、  
當時三奉行吟味ニ被仰付シハニ付、過料定別帳之儀者  
御刑法方ニ有之、」

覺

科人片付之儀區々之沙汰有之シハニ付此度御刑  
法沙汰被 仰付申出之趣被遊 御聽届、尚  
又以 御自筆被 仰出シム間、致勸并批判遂穿

御自筆之写

刑法牒沙汰之通申付シム、一体刑法之義兼而一  
定之上ニシム得共、尚其時宜ニ寄輕重之沙汰も  
可有之事ニシム、且簡條ニ適當之罪人有之シム共、  
何れ君臣之義を立父子之親ニ本付、總而人論  
之義を論じ其時々沙汰致候様、依而必しも其  
ヶ条に不可泥事ニシム、

巳三月

寛政九丁巳年三月被 仰出之

〔朱書〕  
「紙数三十七枚」

## 資料

青森県立図書館所蔵の本書「寛政律」は、登録番号八六四七五、郷土資料に配架され、請求記号はT三二二一-Kである。受入月日は明示されていないが、表紙見返しには「西谷一衛殿寄贈」なる記載あり、<sup>(23)</sup>その上に一六一八三なる数字が見られる。あるいは寄贈書番号であろうか。

本書の体裁は、縦二四・七センチ、横一七・〇センチ、藍色の表紙を綴じつけ、袋綴で目録三丁、本文三十四丁から成り、裏表紙見返しには朱筆で「紙數三十七枚」と記している。表紙には左上に題簽が貼られ、「寛政律 全」と記す。

目録第一丁表の右下隅、表題の下には「山形藏書」なる角印が捺されているが、他に本書の作成・伝来経緯を示す手がかりは記されていない。<sup>(24)</sup>

本文は各丁二段に分けて記されており、後から朱筆で通し番

号および「人命・盜賊・賄賂・田宅・倉庫・訴状・雜犯」の各篇目を付している。なお、偶然ながら表紙の裏貼紙が剥がれており、その内側にも、寛政律の目録末尾が記されていた。同筆と見られるが、目録の記し方、および通し番号や篇目の付け方を異にしており、異種の系統の写本の目録と考えられるので、敢えて冒頭に収録しておいた。

本文は各半丁、十一行、各行一十三字余で、通し番号および

△印、文字の訂正などを朱筆で加える他、各所に書き入れを試みている。これらの書き入れの中には、これまでの他写本に見られなかつたものも若干あり、本書を紹介する由縁である。

以下、二、三気付いた点を記しておく。

まず目録について、本文と照合してみると、「一戸メ」から「五死刑」までの通し番号は、本来は御刑法御定以下に付すべきを、「六御刑法御定」としている点で誤りと考へたいが、本文にも同番号を付している。目録では「七臘刑」としているが、本文では臘刑には番号なく、「七五逆之事」とあり、以下、目録番号は本文番号に一を加えたものとなる。(ついで目録の「卅九一家三人を殺ぬ者」はすでに目録の「廿八一家三人を殺ぬ者」を誤って再掲したため、もとより本文該当個所ではなく、これより目録番号は本文番号に二を加えたものとなる。目録の「五十八勾引」は、本文では当初、番号はもとより題目も付しておらず、朱筆で「五十五ノ下勾引」と後補している。したがってこのあと目録番号は本文番号に三を加えたものとなる。さらに本文では「八十一博奕」に統いて「八十一御用ヲ頗合致ぬ者」と誤つて番号を付したため、以下、目録番号は本文番号に四を加えたものとなる。したがって、目録末尾の「百一隠遊女」は、本文では「九十七隠遊女」となり、しかも本文末尾には目録に

見られぬ「野火」が設けられているが、本文番号は付されていない。したがつて、目録と本文の番号に関する限り、両者は別個に付されたもので、相互を対照したものではないことが明らかである。

ところで、冒頭に加えておいた裏貼内側の目録にも目を通す

と、先に説明した本来の目録が、表記に際して、各題目を上段

・下段・次行上段・下段の順に記しているのに対し、この下貼

の目録では題目の表記法は、上段の横に順次記し、ついで下段

を横に記していく手法を用い、両者は同様に二段に分ち書をし

ているとはいえ、異なる記載法を取っている。そこでこの目録

番号と本文番号を対比すると、目録の「八十一御用事ヲ頗合致

ぬ者」の事から「九十七隠遊女之事」までは本文番号と照應す

る（この目録では「九十五下人家長之妻女を姦ぬ者」が後補と

なっている点留意しておきたいが）。あるいはこの個所以下の

本文番号を付した際にこの目録番号と何らかの関係があつたの

ではないかと考えられる節もあるが、ここでは臆測に留めた

い。しかし、この目録が本文の元來の目録であつたともいえぬことは、目録末尾に本文にはない「勾引」が置かれていること

から明らかであろう。

先に京大本に目録が見られぬことから、目録自体は後人の手

に成るものであるうと推測しておいたが、他の写本の目録および本文番号にもいくつかの乱れが指摘されることからも、この推測は当つていよう。

つぎに本文のなかで貼紙による訂正・抹消箇所が二、三ある

ので、念のために抹消された内容を示しておく。

本文千丁表八・九行目は「四の45・46条前段に當り、貼紙

に、

「婦人夫之祖父母并夫を殺ぬ者右同様之事、

伯叔父姑兄姉者謀殺已<sup>(一)</sup>二行ヒム得者徒一年鞭三十」

と記すが、貼紙の下はやはり二行で、47条に並る

「祖父母父母子孫を謀殺致ぬ者は不及解死人徒一

年半鞭三十」

とある。したがつて八行目冒頭の「一」はこの文に用いられて

いたのを、そのまま修正後の45条に転用し、九行目<sup>(二)</sup>冒頭の「一」

は訂正時に46条のために補つたことが判明する。

この後二行おいて、十丁表冒頭は、一行目に47条末尾「年半鞭三十」と記すのみで二行自分の余白が後にあるが、これまた

一行目から三行分を抹消するために貼紙されている故である。抹消された三行は、

「一 婦人夫之父母夫ヲ殺ぬ而も右同様之事、

一 伯叔父姑兄姉ハ謀殺既ニ行ぬヘハ徒一年鞭三十、疵付  
れ得ハ

一 山野江野火附ぬ者鞭三、若本人相知不申ぬ得者其領分  
之村所過

料

とあり、45・46条に相当する。

獄門、殺ぬヘハ磔」

料為差出事、

但過料之定都所別帳定例有之。」

先の貼紙が47条を45・46条に先んじて書いてしまったのを筆  
写中に気付いて訂正したものとすれば、ここで再び45・46条を  
記していることはうなづけぬ。若干疑問の残るところであり、

他の貼紙が筆写を一通り終えた後に施して補訂したらしく見え  
ることから、もう少し考えてみたい。

本文二〇丁一行目には、106条をいきなり記し、表題「火附」  
をその前に朱書で補う。各標題の上に朱で付す数字を欠くこと  
から、当初、標題に朱で一連番号を記した際には、この標題を  
欠いていたことに氣付かなかったようである。その二行目「付  
火を可附張札投」の個所は貼紙の上に記されており、貼紙の  
下には「但燃立不申ぬハ斬罪」とあった。この但書は、貼紙を  
した際に、一行日本文の下に書き直された跡が明瞭である。こ  
の場合は、「附火」云々の文を一行挿入するために修正したも  
のである。

本文三三丁三行目以下は、貼紙で四行にわたって、

「 野 火

と記す。五六の122条との重複に気付いて抹消した上、洩れてい  
る八六を補つたものである。これまた、標題の上に番号を欠く  
ことから、この貼紙も各項の表題に朱で一連番号を記したのも  
に、本文を照合していく中で行われた作業のようである。

この野火・勾引・火附などが各テキストの性格を決めていく  
重要な手がありであることは、これまでにも示した通りであ  
る。詳細は後述に譲る。

註(23) 書誌研究懇話会編『全國図書館案内』上(一九七九年、三一)

書房)には、青森県立図書館の項に「[西谷家文書] 黒石市第一の豪商といわれた吳服屋「山ウ」西谷家の寛政～明治初期の家記資料。掛尾関係会計帳簿、日記類、黒石藩関係資料等八〇点。なかでも、山形宇兵衛の著した『寛政律』(寛政九年)は貴重。昭和四十年に西谷一衛より受贈。(以下略)」と記す(四七頁)。

く、あるいは蔵書印、伝来系統を根拠としたのであらうか。なお、文化十年の書込から文化律を連想しているが、文政年間のもあり、他の写本、あるいは後に紹介する「文化律」正文と対比しても、文化律とは全く関係がないと断定できる。

山形宇兵衛については、未詳である。註(23)前半の記述を参考に。これまた後考を俟ちたい。

また青森県立図書館報『三潮』七六号(昭和四五年三月)に

も、「西谷家文書 黒石市の農業家西谷平兵衛家の伝存資料三八点を収める。青森県開府当初、為替方を勤めたので明治初期の経済事情研究に役立つ外、「園芸日誌」は農家の一面をうかがえる。」(四四頁)と記し、同じく八六号(昭和四八年六月)にもほぼ同文が見える。

両者の記述内容はかなり異なる面を有するが、ここでは前者を採用しておく。

註(24) 『三潮』七一号(昭和四三年九月)には、特別資料として次のようだ紹介している。

「三八 寛政律 T 三二二一 K

写本

寛政九(一七九七)年津軽藩で制定した刑法典。これは山形宇兵衛自筆、所蔵と推定される。しかしこれが完本かどうかはつきりしない。又文化一〇(一八一三)年月日付けの朱筆書き込みなどから、文化律をかねたものと思われる。」

筆者・所蔵者を山形宇兵衛と推定した根拠が余り定かではな

資

付

三浦次麿氏旧藏・

## 青森県立図書館所蔵資料

付1 御刑罰御定（安永律）

## 凡例

このたびの「寛政律」を報告するにあたり、青森県立図書館を再訪した際に、先年、弘前市在住の三浦次麿氏（陸奥史談会会員）が同館に寄贈された資料を知った。当初、登録カードの譲記により注目されなかつた「安永律」の一本(付1)を発見したが、掲載順の都合で報告が遅れ、ようやくこのたびの「寛政律」と合せて、青森県立図書館所蔵資料として報告することにした。原稿化を終えて、昨夏、三たび同館を訪れたが、その際に三浦氏が「安永律」とともに寄贈しておられた他の二本(付2・付3)の存在も知つた。ひきつづき、弘前市へ三浦氏を訪ね、資料の入手経過を伺つたが、これらは解説のために持参された電子複写本であり、持参者が誰であったかは失念しておられ、もとより原本の所在も不明である由を知らせて頂いた。

このたびの「寛政律」を報告するにあたり、青森県立図書館を再訪した際に、先年、弘前市在住の三浦次麿氏（陸奥史談会会員）が同館に寄贈された資料を知つた。当初、登録カードの譲記により注目されなかつた「安永律」の一本(付1)を発見したが、掲載順の都合で報告が遅れ、ようやくこのたびの「寛政律」と合せて、青森県立図書館所蔵資料として報告することにした。原稿化を終えて、昨夏、三たび同館を訪れたが、その際に三浦氏が「安永律」とともに寄贈しておられた他の二本(付2・付3)の存在も知つた。ひきつづき、弘前市へ三浦氏を

一、原本の体裁を伝えるため、各行は原本通りとし、字体もできる限り原字に従つた。  
一、欄外に各丁数および各丁の表裏を示した。「一オ」は第一丁表で、こより始まることを示す。以下同じ。  
一、便宜上、一・二・三……、1・2・3を欄外に記した。これは(一)安永律(第六号所収)と対応する。

一、欄外に、(一)安永律で用いた弘前図書館所蔵『御刑罰御定』との校合を記した。弘本と示すのは、上記の本を指す。異個所は、本文の該当文字の右に。を付した。

一、前記の弘前図書館所蔵本(弘本)との行の異同が見られる個所のみ、一で弘本の行末を示した。  
一、第一丁裏と第二丁表を久くため、弘本で補い、『』で示することにした。

した。

〔表紙〕

安永四乙年

御刑罰

御定

貼紙  
「町奉行所」  
弘本無

未八月

〔貼紙〕

町奉行所

〔一才〕

主殺之者御仕置

一主人を殺ぬ者男女に不限肆者鋸引

〔等〕

肆所水之儀其節沙汰被仰付ぬ尤往来之者

勝手次第鋸引致しん様立札致しん而日限

相済ぬ追鋸引仕ぬ者無之ゆハ、其節引廻し

之上繙

一乱心ニ而主人を殺ぬ者乱心無紛といへとも

逆罪故引廻し之上繙

〔補ウ〕  
一但酒狂ニ而茂同科同罪

一下人主人より暇出ぬ而外江致奉公寵有

〔補ウ〕

弘前藩の刑法典 (四)

本主人を殺害致しぬ者元主人當主人之  
差別無之本式之御仕置

但何方江茂奉公不致常に出入主人

同前之致奉公居ぬ者同科同罪

一下人<sup>(乙)</sup>額連人之主人を殺ぬ者獄門

一主人江手疵を得セぬ者ハ為手負ひ迄ニ而

不切殺ぬ得共逆罪之御仕置相成ぬ間肆

之節鋸引立札ニ不及砾御仕置相成ぬ

但亂心酒狂同科同罪

一怪我<sup>(乙)</sup>にて主人を殺ぬ者怪我之證據無紛

於てハ斬罪

但主人之親又<sup>(乙)</sup>兄姪有之助命相願ぬ得者

品<sup>(乙)</sup>より重鞭刑追放被仰付ぬ事

一怪我<sup>(乙)</sup>にて主人為手負ひ者準前条

一主殺之者之子共男子拾五歳<sup>タ</sup>以上者

重鞭刑追放拾五歳以下ハ鞭刑追放被仰付

身寄之者江御預被仰付拾五歳ニ相成重

鞭刑追放之事

一主殺之者自滅ニ於てハ死體塩漬櫻可

致事

一主殺之者ニ同類<sup>(レ)</sup>ハ無之共其者ニ被頬  
住所を隠し或ハ立退せぬ者ハ斬罪

〔三才〕

親殺之者御仕置

一親を殺ぬ者男女不限肆者鋸引

肆所<sup>(參)</sup>木之儀其節沙汰被仰付<sup>(レ)</sup>尤往来  
之者勝手次第鋸引致しう様立札致し  
而日限相済ひ迄鋸引仕ぬ者無之<sup>(レ)</sup>ハ、

其節引廻し之上牒

一亂心ニ而親を殺ぬ者乱心無紛といふ共

〔三才〕

逆罪故引廻之上牒

但酒狂ニ而茂同科同罪

一親江手疵を得せぬ者ハ為手負ひ迄ニ而

不切殺ぬ共逆罪御仕置相成ぬ晒之節

鋸引不及立札襯

但乱心酒狂同科同罪

一怪我ニ而親を殺ぬ者ハ怪我之證據無紛ニ

於てハ斬罪

〔四才〕 一怪我ニ而親江手疵を得せぬ者怪我之

證據ニ依て親之願任<sup>(レ)</sup>へき事

一親殺之者之子共男子拾五歳<sup>(レ)</sup>以上ハ重  
鞭刑追放拾五歳以下ハ鞭刑追放被仰渡  
身寄之者江御預被仰付拾五歳ニ相成  
重」鞭刑追放之事

〔三才〕

親殺之者自減<sup>(レ)</sup>於てハ死骸塗潰<sup>(レ)</sup>

可致事

一親殺之者同類<sup>(レ)</sup>ハ無之共其者ニ被頬

住所を隠し或ハ立退せぬ者斬罪

〔四才〕

人殺御仕置

一人を殺ぬ者男女不限斬罪

但盜<sup>(レ)</sup>入殺<sup>(レ)</sup>与申<sup>(レ)</sup>て無之遺恨有之殺<sup>(レ)</sup>与申儀ニ而下手人一人<sup>(レ)</sup>被頬人を殺ぬ者斬罪〔五才〕 一亂心酒狂<sup>(レ)</sup>て人を殺ぬ者斬罪

但前条同様下手人尤右三ヶ条者死

身寄之者茂無之<sup>(レ)</sup>者町内村所环死骸引

骸不取捨親類身寄之者又ハ親類

身寄之者茂無之<sup>(レ)</sup>者町内村所环死骸引取<sup>(レ)</sup>願出<sup>(レ)</sup>ハ、被下置<sup>(レ)</sup>事若左様之者無之<sup>(レ)</sup>者是迄之通乞食手ニ而片付<sup>(レ)</sup>様

本者弘

本作弘

一高祖父曾祖父父祖父伯叔父姑を殺む者

肆者磔

〔五ウ〕

肆所本之儀其節沙汰被仰付ム右日限  
相濟於御仕置場磔

一舅姑を殺ム者引廻し之上磔

一夫を殺ム女引廻し之上磔

一兄を殺ム者引廻し之上磔

一弟を無故我儘ム殺ム者斬罪

一女房を無故我儘ム殺ム者斬罪

一怪我ニ而人を殺ム者ハ怪我之證據體ム

〔六才〕  
於有之者被殺ム者之親類又ハ寺院本作宜弘

赦免之願於有之者用捨時宜御沙汰之事

一子を殺ム者雖不及解死人時宜御

沙汰」之事

一捨四歳ヲ以下之子共喧嘩ニ而相手之子共打殺ム節拾五歳ヲ以上解死人

但右捨四歳ヲ以下者出家又者相果ム

子之親之願本末茂於有之者時宜御沙汰

之事尤人之強弱人品寄御沙汰之事

一主殺親殺其外重科之者逃走ム者

〔六ウ〕

其」預り居ム者并両親有之ハ両親入牢

但斜人御詮儀及數月ム而茂不出ムハ、

出牢被仰付ム事

一在方町方庄屋名主支配方江不相達

私ニ差図いたし人殺ム者ハ磔

但差図を受人殺ム者ハ重鞭刑追放

〔七オ〕

一支配所之内人を殺ム者を乍存隣置支配

本作越頭江不申出者ハ重鞭刑之上追放時宜御

沙汰之事

一人を殺ム者を始末乍存其者ニ被頼隣置

ム者ハ家財闕所追放

一人を殺ム者ム被頼立退せム者ハ死罪

但事之始末輕重ニ依て時宜御沙汰之事

一其身不墮本末ニ而親之勘當を得立帰

親之家内之者杯江意趣を含殺害之

者ハ「獄門

一偽を致し錢を添貰ム養子を殺ム者

獄門

一町方ミタマ在方ムて下人を無故殺害之者

雖不及解死人時宜御沙汰之事

但追放鞭刑輕重可隨時宜事

一火を附し者男女不限火罪  
但乱心酒狂ニ而火を附るといふ共火罪  
相成附火不燃立し共火罪捨五歳

〔八才〕 一人を殺し者自滅(它)於てハ死骸不及塩漬(它)取捨

一牛馬越塗往来致し者不慎(它)

人を「蹴殺させし者ハ解死人ニ不及重

二、弘本虫撰無歟

鞭刑」追放之事

但其仕方により解死人(它)よも相成へし

輕重時宜御沙汰之事

〔八ウ〕 一百性町人口論之上相手理不尽之仕方

〔九〕 一、弘本虫撰無歟

二、弘本虫撰無歟

三、弘本虫撰無歟

四、弘本虫撰無歟

者」解死人ニ不及追放

者」解死人ニ不及追放

者」解死人ニ不及追放

者」解死人ニ不及追放

〔九才〕

火附御仕置

〔九ウ〕

一火附之者同類ニ者無之共其者ニ被頬

ニハ、時宜」寄御沙汰之事

一住所を隠或ハ立退せし者ハ家財闕所

之上鞭刑追放

牛馬盜人之御仕置

〔一〇才〕 本作者ハ、弘本無ル

一牛馬を盜出他領江壳出又ハ他領之「悪ル」  
者引入相對致手引シ者ハ獄門

一牛馬盜出御領内ニ而茂壳渡シ者斬罪

一盜牛馬与乍存貯置シ者ハ其科重キハ

斬罪輕キハ鞭刑之上追放家財闕所

一盜牛馬与不存貯置シ者ハ證據無紛ニ

於て戸メ之上馬ハ本人江可相返事

一盜牛馬之致手引又ハ荷擔致口入シ者ハ斬罪

ハ、  
本作  
者弘

但其始末巧之致方輕ハ鞭刑追放

一牛馬盜人同類ニハ無之共其者ニ被頗

住所を隠し或ハ立退せん者ハ戸メ過料

(一〇ウ) 又鞭刑追放

は、  
本作  
者弘

一盜賊乍存致宿盜物不取扱ひ者は。

鞭刑追放巧ミ重ハ斬罪

一手先ニ有之品を巧ム事茂無之不圖

少分之物を盜取ム類ハ鞭刑追放

も、  
本作  
者弘

一小盜ニ而モ三四度ニ及ム者ハ斬罪

本作  
者弘

但無宿者一度武度之小盜ハ科輕キハ

(一一オ) 小盜ホ致し輕キ追放ニ而茂御構之地江

立返盜徒致シム者ハ斬罪

本作  
者弘

一重キ盜賊之者同類ニハ無之ム共其者ニ

被頗住所を隠或ハ立退せん者家財

闕所追放

但巧ミ輕重ニ寄死罪又ハ鞭刑

一盜物買取何品ニ而茂致所持罷在ム者ハ

取返被盜ム者江相返セ可申盜物相調

(一二ウ) ム者輕重ニ依而戸メ又ハ追放

ハ、  
本作  
者弘

但盜物買取代錢相拂盜人遣捨ムハ。

買」取ム者之損分ニ致セ盜人之雜物

を以右「買取ム代錢償セ中間敷事

「盜致過ぎ為人之屋敷之内江忍入ム

(一一ウ) ム者ハ斬罪

一盜人之手引致し主人之家財<sup>等</sup>盜取セ

一盜致過ぎ為人之屋敷之内江忍入ム

料

ハ、  
弘  
本作  
す、  
弘  
本作  
金

者ハ夜中武士屋敷江忍入ぬ得者盜  
得す。共死罪町方ニ得者鞭刑

但町方ニ而も鍼を捻切ぬ得者死罪尤

「二三〇」

昼夜」夜之差別無之事凡而少金亦ハ

少斗」之品盜取ぬ而も盜之始末ニより

死罪少々宛之品ニ而茂五ヶ所る以上

盜ニ入ぬ得者引廻し之上死罪多分之品

（レ）ても戸ノリ之悪數所江不斗盜ニ入ぬ

得者死」罪相遁の星之盜（レ）も鍼を捻

切入ぬ」得者死罪之事。

一橋其外之金物木盜取ぬ者ハ重鞭刑

「二三〇」

但輕ハ追放時宜御沙汰之事

博奕致しむ者御仕置

一博奕之宿いたしむ者中之追放

事、弘  
本作  
金

但家財闕所本輕重時宜御沙汰之事。

本作  
金

一博奕之上小盜いたしむ者鞭刑追放

（一四〇）なる不届之者鞭刑追放

なる、  
成弘本作

一博奕致しむ者中之追放

但家財闕所本輕重時宜御沙汰之事

（一四一）

は、弘  
本作  
金

謀書謀判致しむ御仕置

一謀書を作り親族朋友之間を隔又は

本作  
義、弘  
本作  
儀

投文致し実論ニ及せし様成義致しむ

（一四二）者は重追放

（レ）は弘  
本作  
金

但巧之輕重ニ寄時宜御沙汰之事

一在々通役人を真似馬袖（レ）取捨往来

（レ）之人馬袖（レ）出せぬ者斬罪

一贋印形古手形等取持御裁許相頼

御吟味之上相頼む者ハ斬罪

一謀書謀判（レ）を以諸渡物木盜ぬ者ハ斬罪

一謀書謀判（レ）を相巧人を欺き致私曲（レ）ム

（一五〇）者ハ斬罪

但輕事を謀書木致しむ者追放

（似）銀致しむ者ハ引廻し磔

一謀判（レ）見遁禮金木を取りぬ者ハ斬罪

（レ）見遁禮金木を取りぬ者ハ斬罪

相對死之者御仕置  
 一男女申合相果ぬ者子細無之候へ。死骸  
得者  
弘本作 取捨一方存命ニム得者存命之者ハ解死人  
 〔一五ウ〕 但女相果男存命ム得者相對死ニムヘ。共  
へ、弘  
本作 本与、弘  
作と 得  
 女を男突殺其身仕損存命之間  
 相對」死与申儀難立下手人又男相果女  
 存命」ム得者相對死与申立い而茂相  
 立三日」晒之上乞食手下相成ム  
 一男女共疵而存命ムハ、乞食手江  
 渡之  
 一主人ト下人申合相果ムハ、死骸取捨  
 〔一六オ〕 下」人相果主人存命ニムハ、不及解死人  
江、本無、  
 弘へ弘無  
 乞食手江。渡之主人相果下人存命ニムヘ。ハ  
 下人獄門

喧嘩致口論ム者御仕置  
 一喧嘩ニ而相手を打殺又ハ切害致シム  
 者」理非。不構解死人

〔一六ウ〕 但相手疵を得ム斗ニ而不死ムハ、疵を得  
ハ  
弘 之宿元」親類又ハ町内村所々可申付事。  
事、弘  
本作 一口論斗ニ而双方手疵木茂無之町内  
ハ、弘  
本作 騒せム」類は戸メ又ハ町内私村私追放  
 事、弘  
本作 但酒狂之喧嘩右同断  
 〔一七オ〕 一口論酒狂木ニ而人之諸道具損ム者過料  
二、弘  
本作 但右損失之者江取せ可申輕者ニ而  
下同  
本作 一手負人を乍存不訴出庄屋名主は。  
は、弘  
本作 戸メ五人組者過料  
 一口論之場江出合於致打擲ハ町内村私  
 但家財<sup>(等)</sup>者時之御沙汰之事  
 〔一七ウ〕 ム者追放  
 一女房江理不尽之致方ニ而手疵を得セ

立婦者并御園所脇道忍出入

## 〔一九才〕 盜袖之者御仕置

一小屋懸木致泊山御留山ニ而盜袖之者斬罪

一馬附ニ致日帰盜袖之者ハ鞭刑追放

一背負荷日帰盜袖之者ハ追放

但過料鞭刑等時宜御沙汰之事

## 之者」御仕置

一行跡不宜。申歎又ハ町内村所不和合杯

て」名主庄屋々支配方江相達町内

村所追放」之者立帰ハ、鞭刑之上追放

本作弘ニ而作本作弘ニハ、弘ニ而作本作弘ニハ

## 〔一八才〕

一科有之御沙汰之上追放被仰付シ者御構之

地江立帰シ者ハ輕追放之者立返り悪事

無之シハ、中之追放中之追放之者立返り

惡事無之シハ、鞭刑追放其上立返リ

も弘ニ而作本作弘ニハ、斬罪

但軽キ追放ニ而茂御構之地江立帰

少ニ而モ惡事有之シハ、斬罪

但軽キ追放ニ而茂御構之地江立帰

惡事」致しシ者ハ斬罪

一重放<sup>(等)</sup>木被仰付シ者御闕所木忍通

〔一八六〕又ハ、脇道不致し立帰之者ハ獄門

一町在九浦<sup>(等)</sup>ニ而屋号茂有之相應之

た弘ニハ身上」柄之者借込<sup>(等)</sup>不いたし出奔立帰シ者は鞭刑追放

但重キハ時宜御沙汰之事

一御家中又者木欠落立帰シ而其主人

よ里」御裁許申出ニ於てハ斬罪

## 〔一九ウ〕 盜津出之御仕置

一盜津出之者品物取押過料又ハ追放

但鞭刑追放事之輕重科<sup>(等)</sup>ム依而時宜

御沙汰之事尤過料出兼シ者は。

本作モ本作モ本作モ本作モ本作モ

家財」闕所追放之事

一御停止物盜津出致シ者重ハ死刑

軽ハ」鞭刑追放

但右兩條ニ準<sup>(等)</sup>隠情上御沙汰之事

## 〔二〇才〕

隠田畑之者御仕置

一隠田畑致シ者子細御吟味之上隠田畑ニ

相決シ者死罪

者、  
本作  
弘

但隱田畠之廣狹又。事之輕重ニ依而  
時宣御沙汰之事

其人ニ茂寄淺深輕重茂可有之儀  
ニ而」別帳之趣而已ニ者一定之規矩ニ難被

〔二二〇〕

仰付沙汰之砌石之趣を致勘弁  
批判遂穿鑿勸善懲惡ニ相成ル様

〔二二〇ウ〕 公事訴訟強訴御仕置

一 應御裁許相濟ル儀非分与乍存取」繕

再御裁許相顧弥非分ニ落着」相決

ルハ、追放

但重キハ家財取上鞭刑追放

一支配頭之裁許相背難立儀強訴

致ニ於てハ輕重ニ依而追放又ハ鞭刑」追放

本作  
而弘

〔二二一オ〕

〔二二一ウ〕 覚

近來科人片付之沙汰及遅々且區々

之儀殘有之付為便理御刑法沙汰

被仰付申出之趣者一應被遊

御聽届不得者賞罰者御政之要道ニ

有之科人必竟之罰仕業之罰其場

者、  
本作  
弘

〔二二二〕

仰出ル右件之趣四奉行江能々可被」申合ル  
已上

本作  
以弘

午

十一月

御家老

御用人中

料

## 付2 隠商過料定牒

## 凡例

一、本書は青森県立図書館所蔵本（きへ九〇九九、A三一一一—K）である。三浦次磨氏旧藏の電子複写本で、原本の所在

は不明である。

一、原本の体裁を伝えるため、各行は元のままとし、字体もで  
きる限りそのままとした。

一、欄外に『御刑法書之写』末尾の「隱家業過料定」（刑本と  
する、第七号所収）および弘前図書館所蔵岩見文庫の「隱  
商過料定牒」（岩本とする）との校合を記した。本文の該

当文字の右に○を付した。

一、他は付1に倣う。

〔表紙〕

寛政八丙辰年

隠商過料定牒

二月

戸数方

本刑戸無本教岩方過料定牒

「一オ」	覺、刑 本無	一木綿古手	一室屋 但脊負商共
「一ウ」	目、刑 本作勿、刑 下同	一米金仲買	一
「一オ」	百目五軒組合四軒々百目。	一荒物小間物 但脊負商共	一
「一オ」	古道真古木柄古鍍物。 但右同断	一	一
「一オ」	右二ヶ条品物取押之上過料錢七拾五文。目五軒組合四軒々七拾五文。	一	一
「一オ」	魚賣 小賣酒。	一	一
「一オ」	穀物 取賣	一	一
「一オ」	但金仲買共	一	一
「一オ」	豆腐屋	一	一
「一オ」	麺類菓子	一	一

弘前藩の刑法典 (四)

岩本無以下、  [三十九]	本治岩作、  [四十]	商刑本無以下、  [四十一]	本商刑本無以下、  [四十二]	小賣酢醬油水油鹽增但脊負商共  [四十三]
				右七ヶ条品物取押之上過料錢 五拾日。五軒組合四軒より五拾日。
				魚鰐賣 千肴 但脊負商共
				貳賣 右三ヶ条品物取押之上過料錢 三拾日。五軒組合四軒より三拾日。
				木挽大工鍛治總而百工之屬 右廢職之分為過料道具取押 之上戸メ五軒組合四軒より過料錢。 三拾日。
				重不抱町役村役戸メ 右條々相犯ひ者於有之罪之輕 重不抱町役村役戸メ 丑六月

本猶ひ作本有、  [四十四]	本組上刑者、  [四十五]	[四十六]	一。隱家業之者并五軒組合過料錢 定之儀物名主申出之趣是迄町役 之分者五軒組合無之シ間當人斗過 料上納申付シ儀并四軒組合或者 六七軒組合等者假令百日之過料者 軒數ニ不拘毫軒より式拾五文日宛出せ 度儀申出シ得共町内締方可致吟味も 五人組乍相動隱商賣致シ儀不届至 極ニ付急度可被仰付シ得共此度者 御用捨を以一倍之過料錢上納被 仰付シ尤組合之儀在方者庄屋町方 者名主斗差除月行事五人組とい へとも以来者五軒組合ニ結シ様猶又町 末ニ至リ割餘等ニ而組合甲乙有之分ハ 都合ニ不拘百日之過料者組合毫軒より 式拾五文日宛差出シ様
----------------------	---------------------	-------	--

申出ゆ得共宅軒ニ而兩人共隠家業致ゆ者。

五軒組合ニ而茂兩人分宛差出ゆ様

寅

八月。

本作刑月被仰付候

刑本以下被仰付

〔六〇〕

他領より參ゆ木綿細物鏡物之類間屋江

附荷捌可致御定ニシム處近年猥ニ知

音之店々江附上或者間屋往來宿

之外町在手寄之方江致止宿小賣觸

賣等いたしシ儀成有之間甚不綺之

事ニシム在方諸觸賣一統停止に付

右躰之者有之ニム者品物取押ゆ様被

仰付置ゆ得共他領者之事故見廻シ

哉兎角觸賣之者不相止趣粗相

聞得ゆ依之自今誰にても右躰之

者見當ゆ者荷品取押當人捕置町

者町役村者村役迄申出ゆ様

旅商人參ゆ者問屋往來宿之者右

之趣具ニ申聞せ賣先宛所無之分者

早速帰國致せゆ様賣先慥ニシム者宿

親子同居ニ而兩人共隠家業致ゆ者

者兩人分組合タス者老人分差出セ度義

刑三一〔五〕五本之之刑借下本屋ハ刑令商隱刑假本字下組本一、二、三、四、五同、本宛、廿刑武り刑餘本下、有作本拾、本拾、作下ツ刑作

一。

借屋之者組合無ニ付大屋タモ軒分  
式拾五夕差出セ度段申出ゆ得共借屋者  
大屋之家内茂同様ニ付商賣方并諸  
事遂吟味差置可申処無其儀隱商  
致せゆ儀不届ニ付假令百目之過料者  
大屋タモ五拾日借屋タモ百日大屋之組合  
毫軒タモ式拾五夕宛差出ゆ様

一。

刑三一〔五〕五本之之刑借下本屋ハ刑令商隱刑假本字下組本一、二、三、四、五同、本宛、廿刑武り刑餘本下、有作本拾、本拾、作下ツ刑作

者兩人分組合タス者老人分差出セ度義

致る者より印形之送書持せ遣り様  
〔七〇〕 一、右他領觸賣駆之者在方江參二宿

乞ひ共間屋往來宿之印形送書持參

不致者堅宿不致之様自然右駆之者  
隠商之儀外より於相顯者宿井五軒組

合者不及由町役村役送重キ御咎可

被 仰付ぬ

〔七一〕 右之趣寛政四年十月御郡内一統

觸被 仰付ひ處間屋往來宿心得違送

書不差出ニ付押荷ニ相成旅人迷惑

之趣茂有之猶又御繩不宜筋も相

達ルニ付此度亦々御觸被 仰付ひ間右

之案々間屋往來宿壁書にいたし

置急度取扱い様若此末心得違之

錢於有之者宿致ひ問屋往來宿之者  
者家部御取放町役村役者重キ御咎

可被 仰付ぬ

右之通町在九浦寺社領共御觸被

仰付ぬ様

卯  
十一月

付 3 人別方御用取扱條例・人別調方取扱條例

凡例

一、本書は三浦次暦氏旧蔵の電子複写本で、青森県立図書館所  
蔵本(き八九一〇一、A三二一一N)であり、原本の所在  
は未詳である。

一、他是付1、付2に倣う。

〔表紙〕

人別方御用取扱條例

〔一六〕

人別方御用取扱條例

一、御給人、町家江借宅之儀、吉來無札

(E) 小て済来ゆ得共、病身或ハ無調法

有之御暇被下置之節、右借屋居り(E)  
成行ぬ而者、往々借屋数種(E)ふ付、  
已後者

丑ノ年人別牒を借屋と申出ル

〔一ウ〕

分ハ、一統借屋札被下置ル事、

御家中諸士、無調法之儀有之永ノ

御被下家屋鋪御取上之族、町方  
借屋立之儀、借屋差置ル者より願  
可申出事、尤紙札被下候、

此末、子兄弟懸人之類、新規御抱

被仰付ル者、別家之形ホトキ借屋立

致ム分ハ、紙札ホトキ借屋札可被下置事、

但無榜已下之者、右紙札所持之分

無調法有之御暇被下置ル得者、右札

御取上被仰付、親類歎知已之方江

寄宿致ム敗、在方江引越し勝手

たるへき事、

病身ホトキ御覗願之上、子兄弟之内江

跡式被仰付ム分ハ、借屋居リ之事、

但ノ御暇ヨテ、跡目無之といへとも、

元來借屋札所持之分ハ居リ之事、

御給人、御家中ホトキ所持之家屋鋪、他江

譲渡、或ハ町方に所持住居之家屋鋪

賣拂、借宅之儀丑ノ二月迄相濟來ル  
得共、右持家屋鋪賣拂ム分借屋立

難被仰付事、尤借屋札所持之者江賣ム而  
右札譲受ム得者格別之事、

廻シ小人借屋立之儀、假令小頭たり共、  
廻小人之内より相立置ム分ハ紙札

ホトキても不被下置事、

町方之者職人ホトキ相成ム儀、當人より

町役江願書差出、人別方ホトキ引合

相濟、職頭吟味之上相濟しム事、

一諸職人、凡而當時不足之百工之内  
新規借屋立之儀、其細工方吟味之上

可被仰付事、

附右借屋札譲渡不相成事、尤  
百工江譲渡者格別之事、

但醫家といへとも、  
御見御扶拂被下方等之外ハ、

容易に竊立不被仰付事、  
一家棟分并屋鋪譲渡之儀、本町通者  
五歩、外町ハ武歩五厘まで、内分譲渡

〔二オ〕

賣拂、借宅之儀丑ノ二月迄相濟來ル  
得共、右持家屋鋪賣拂ム分借屋立

難被仰付事、尤借屋札所持之者江賣ム而  
右札譲受ム得者格別之事、

廻シ小人借屋立之儀、假令小頭たり共、  
廻小人之内より相立置ム分ハ紙札

ホトキても不被下置事、

町方之者職人ホトキ相成ム儀、當人より

町役江願書差出、人別方ホトキ引合

相濟、職頭吟味之上相濟しム事、

一諸職人、凡而當時不足之百工之内  
新規借屋立之儀、其細工方吟味之上

可被仰付事、

附右借屋札譲渡不相成事、尤  
百工江譲渡者格別之事、

但醫家といへとも、  
御見御扶拂被下方等之外ハ、

容易に竊立不被仰付事、  
一家棟分并屋鋪譲渡之儀、本町通者  
五歩、外町ハ武歩五厘まで、内分譲渡

〔三エ〕

賣拂、借宅之儀丑ノ二月迄相濟來ル  
得共、右持家屋鋪賣拂ム分借屋立

難被仰付事、尤借屋札所持之者江賣ム而  
右札譲受ム得者格別之事、

廻シ小人借屋立之儀、假令小頭たり共、  
廻小人之内より相立置ム分ハ紙札

ホトキても不被下置事、

町方之者職人ホトキ相成ム儀、當人より

町役江願書差出、人別方ホトキ引合

相濟、職頭吟味之上相濟しム事、

一諸職人、凡而當時不足之百工之内  
新規借屋立之儀、其細工方吟味之上

可被仰付事、

附右借屋札譲渡不相成事、尤  
百工江譲渡者格別之事、

但醫家といへとも、  
御見御扶拂被下方等之外ハ、

容易に竊立不被仰付事、  
一家棟分并屋鋪譲渡之儀、本町通者  
五歩、外町ハ武歩五厘まで、内分譲渡

〔四オ〕

賣拂、借宅之儀丑ノ二月迄相濟來ル  
得共、右持家屋鋪賣拂ム分借屋立

難被仰付事、尤借屋札所持之者江賣ム而  
右札譲受ム得者格別之事、

廻シ小人借屋立之儀、假令小頭たり共、  
廻小人之内より相立置ム分ハ紙札

ホトキても不被下置事、

町方之者職人ホトキ相成ム儀、當人より

町役江願書差出、人別方ホトキ引合

相濟、職頭吟味之上相濟しム事、

一諸職人、凡而當時不足之百工之内  
新規借屋立之儀、其細工方吟味之上

可被仰付事、

附右借屋札譲渡不相成事、尤  
百工江譲渡者格別之事、

但醫家といへとも、  
御見御扶拂被下方等之外ハ、

容易に竊立不被仰付事、  
一家棟分并屋鋪譲渡之儀、本町通者  
五歩、外町ハ武歩五厘まで、内分譲渡

可被仰付事、

附、隣家(近)にて是迄之持家屋鋪江

結(シテ)儀者勝手次第、戸を分竪立

いたし(シテ)儀者借屋札上納可

為致事、

一 壱軒屋譲渡、他之壱軒屋之内五歩、

或ハ武歩五厘譲受(シテ)分、借屋札上納  
之上住居被仰付(シテ)事、

一 五歩屋鋪(シテ)ても、武歩五厘屋鋪(シテ)ても、

丸家屋鋪屋家部譲受(シテ)得考、二男

三男懸り人手代等、別宅勝手次第之事、

一 明屋鋪并上屋鋪江新規家作住居

之上、是迄之持家江家守置(シテ)儀、借屋

札所持之者可差置事、

但往々右家屋鋪江二男三男等

別籠之儀、明屋鋪江家作之分ハ、借

屋札上納無之得者、難被仰付(シテ)、

上屋鋪江家作之分ハ借屋札上納

不及事、

一 是迄借屋(シテ)て居ゆ者、明屋鋪上屋鋪江

家作住居願者、是迄之借屋札上納

可為致事、

但同居或ハ掛り人(シテ)借屋札所持

無之者、明屋鋪上屋鋪江家作之分ハ、

願之通、尤借屋札所持之者ハ上納

〔六九〕

可為致事、

一 別牒御取立已前、家持或ハ借屋立  
之族、凶歲之節作敷又者家業稼等(シテ)出、

當時歸國(シテ)付、町住居願者、家屋鋪

相調(シテ)徵、借屋札譲受(シテ)者、格別新規

竪立難被仰付(シテ)、居所求(シテ)迄親類

知己江同居之儀、双方願之上可被

仰付事、

但在方著制外之事、

一 玄年御改入別牒江借屋と申出(シテ)分ハ、

假令借屋札所持無之者(シテ)ても、借屋立

之員數(シテ)相直(シテ)間、借屋札被下(シテ)家守と

申出(シテ)茂同断之事、

但右玄年人別牒江同居と出(シテ)分、

一 躯借屋札前々より所持之趣申出(シテ)分、

不分明之筋(ヒ)付、借屋札不被仰付ム事、

一家持、借屋之者無調法有ム追放或ハ

入空等被仰付ム者、大赦後弘前住居被

仰付ム共、新規借屋并家業願御取上

無之事、家屋鋪相調ム歟、借屋札

讓受并家業茂讓受之外者、親類知ル」

之内江同居たるべき事、

但上屋鋪明屋鋪江新規家作願ハ

可被仰付事、

一他領之町人、弘前并九浦之内江家屋鋪

(エ)寄

可被仰付事、

一弘前より九浦江、九浦より弘前江、九浦

より九浦江轉宅之儀、家屋鋪屋家部

讓受ム分ハ、双方願書差出ス處ムて、双方

町年寄吟味之上、差障無之分ハ被

仰付ム事、

一家屋鋪賣ム者ハ、奉公ム出ム歟、親類江

同居者勝手次第、借屋立之儀、借屋札

讓受不申ム而者不被仰付事、

〔八ウ〕

〔九オ〕

一家主無調法之儀有ム之、上ヶ家屋鋪(ヒ)相成ム分、入札拂之儀、是迄誰(ム)ても御拂被仰付ム得共、一旦漬し戸数(ヒ)相成ム姿故、寅ノ三月曰來懸家屋鋪に調ム得者、借屋札所持之者差置ム様、是迄借屋家守等之者調ム者、所持之借屋札可致上納事、

町中端々之者之内、一兩年茂奉公稼之心懸有之ム得共、一旦籠立相仕舞、借屋札差上ム而者、重而奉公引取ム節、新借屋不被仰付故、奉公人跡不足ム成行ム姿(ヒ)付、此末奉公に出ム分ハ、借屋札町役(ヒ)て預置、追而奉公引取ム節、元借屋札相渡し、籠立致せム儀、町年寄由出ム寄、御闇届相済ム事、自分持家屋鋪場所不宜、同町或ハ他町之家借受、店出之儀、伺之上被仰付ム尤自分持家之店ハ相仕舞せ可申事、但町割(ヒ)て軒數定被仰付ム家業ハ、

他町江借店難被仰付事、

〔九ウ〕

自分持家屋鋪場所不宜、同町或ハ他町之家借受、店出之儀、伺之上被仰付ム尤自分持家之店ハ相仕舞せ可申事、但町割(ヒ)て軒數定被仰付ム家業ハ、

他町江借店難被仰付事、

〔一〇才〕 本町(ヒ)にて木綿家業之儀、同所成立之ため、外町之木綿商御差留被仰付、望之者ハ本町江出店被仰付(ヒ)、因而者亥ノ年御改已來とても於本町家屋鋪調(ヒ)者、并借店(ヒ)にて木綿商之儀、御開届被仰付(ヒ)、尤借屋立(ヒ)にて右家業之儀者不被仰付事、

〔一〇ウ〕

但家屋鋪調(ヒ)歟、借店等(ヒ)にて右商願出(ヒ)共、先年於他町木綿商賣致体者ハ格別、其外者雖被仰付事、右之通被仰付(ヒ)處、借店(ヒ)にてハ往々本町成立之姿無(ヒ)付、以後者先年於他町木綿商いたしめ者より願出(ヒ)共、出店之儀者難被仰付(ヒ)、家屋鋪調(ヒ)歟、同所上々屋鋪江新規家作いたしめ者、本町成立之姿(ヒ)付、假令先年御差留(ヒ)相成(ヒ)者之外たり共、願之上絹布木綿古手小簡物家業並合之通被仰付(ヒ)貞、丑ノ三月沙汰直(ヒ)相成(ヒ)事、

一 他町之者、本町(ヒ)にて借店之上、木綿商賣

〔一一ウ〕 之儀、是迄之分ハ居り(ヒ)被仰付(ヒ)、尤内々故障之筋有之、右出店引取居之儀、亥年人別喫江申出置(ヒ)分ハ、再店出し被仰付(ヒ)管、已來ハ右林之儀不被仰付(ヒ)間、店引取(ヒ)者有之者、早速申出(ヒ)様、丑ノ十月相定置(ヒ)事、

〔一一オ〕 於東長町木綿家業之儀、三四軒被差立(ヒ)儀、先年御沙汰相済、是迄三軒有之(ヒ)付、亥ノ年御改以來、老軒相増、都合四軒(ヒ)相成(ヒ)故、此未願出(ヒ)而蔑難被仰付事、

〔一一オ〕

一 日雇取といへども、家業譲受(ヒ)おあてハ、日雇免許之上(ヒ)、家業持と相成(ヒ)事、其外家筋等之申立(ヒ)て、家業願申出(ヒ)共、一切不及御沙汰事、但日雇之者、家業持(ヒ)上(ヒ)て日雇相稼度者ハ、勝手次第之事、一家業數所持之者、是迄之持家江、右家業之内一家業相添貸渡、外(ヒ)所持之懸家屋鋪江残家業持參、商賣難

被仰付事、  
一 家業譲合之儀、持家業内分ハ願之上

〔一三オ〕 濟來得共、無家業之者江渡(ヒ)而者店數植(ヒ)而、元家業持之者及袁

微(ヒ)付、寅ノ正月已來内分讓不被  
仰付事、

但、子丑兩年他より譲受置之家部  
之分ハ、又他江渡勝手次第、

一 他より丸家部(ヒ)譲受之儀ハ、無家業  
日雇取といへとも苦しからず、

一 相互(ヒ)店家業有之分ハ、双方家部之内  
取遣被仰付事、

一 持家業之内子弟別籠之節、分與之  
儀者、分知配當之迄(ヒ)付、

木綿 造酒 造醬油 質座 染屋  
絞油屋 間屋 米屋  
右二家部所持之分ハ、願(ヒ)寄可被仰付、  
子弟別籠致せ度心懸(ヒ)て、此末他  
より譲受置之家部之分ハ、譲受之年号

月日書記置、別籠之節右之趣申出、相違

無之處(ヒ)可被仰付、其外所持之家業  
内分難相濟事、

一 穀物家業之者米穀雜穀と四品書出し處、

何連も同様之商賣(ヒ)付、弘前町之分ハ一統  
穀物店と懸札致せん事、

但、九浦在方ハ、米小賣店も有之、穀物と  
直しかた紀事、

一 木綿店(ヒ)、荒物背戸物紙類等之申出  
有之分(リ)除せ

一 紬布(ヒ)古手  
木綿

右之通掛申付、然共下り荒物、前々  
より木綿店(ヒ)て商來之品、

梭檣等 傘 下駄類 草縷  
雪駄 竹杖 疊表 稲殻 輪竹  
蓑笠 薄綿 鮎子 煙鍋 銅上戸  
土瓶茶碗等之陶 玉煙艸 紙類

右之品々商賣勝手次第、  
荒物店小間物店(ヒ)て、

茶 紙類 脊戸物 砂糖 真緋

切糸 傘 下リ履物 遊物類

右之品々苦しからず、

一 荒物店八百屋(レ)、

酢 醬油 味噌 豆腐

右之品々受賣、懸札(レ)無之共、附商

不苦事、

但、小間物店(レ)ハ不相成事、

一 何邊之店(レ)、

草履 草鞋 蓑物 積り烟草

右之品々附商許(レ)、

附、御給人(レ)、浪人(レ)、町家

住居之族、右之品々并がな(カ)、煎餅

燒餅等商ひ儀、苦しからず、但、荒物

店(レ)、類せざる様(レ)、店出し可致事、

一 鍋店賣之儀、在方ハ弘前四軒之鍋屋

より觸賣差出(レ)付、店賣無之、青森

繆澤兩所之儀、鍋屋不差立場所(レ)付、

荒物店之内江青森ニ三軒、鎌沢ニ一軒

鍋受賣店相立(レ)事、

造酒部差上、代リ家業願出(レ)得者、

〔一七〇〕一

身上柄(レ)、應し相應之家業被仰付(レ)

得共、丑ノ十一月已來上家部善勝手次第、

代リ家業ハ不被仰付(レ)子細者、造酒

家部差上(レ)而茂、公儀御届不相濟

内者誰(レ)ても右跡家部願出(レ)者江可

被下筋故、右代リ家部相濟(レ)而ハ、家業

雁(レ)付、難被仰付事、

一 無家業之者之内、先祖旧功有之(レ)付、

家業願申出(レ)分ハ、其功(レ)寄、家業(レ)寄、

及御沙汰事、

一 諸觸賣之者、病氣之内、名代を以觸賣(レ)

出(レ)儀難相成事、

但、魚觸賣ハ荷賣頭(レ)て吟味行

届(レ)故、病中子兄弟之者名代(レ)

差出(レ)儀、御開届被仰付(レ)尤外

觸賣之分喪、家部札相渡(レ)後者、

子兄弟病氣代(レ)、差出(レ)事者、

町役吟味之上可申付事、

一 九而御郡中商戸之分空敷懸札斗

いたし店開不致者、早速家業取上(レ)

〔一八〇〕

〔一七九〕

〔一八九〕

様被仰付ム、尤内々故障有之、二三ヶ月之内  
内開店不致儀、町役迄断有之分者、

格別之事、

資

〔一〇〇〕

之上、立替之儀於申出者、可及  
御沙汰事、

鳥取之儀無子細済來ム得共、以來ハ

弘前近在井類家業有之場所者

考量之上可由付事、

一 何連之村所モても神業開帳等之  
節、餉菓子之類替負賣之儀、前夜

當日斗在商人出ム事苦しからず、

〔一〇一〕

〔一九〇〕

一 駿路之津ムで、商家一両戸被差立、  
御元牒(モ)載ムる村所之儀者、小賣酒江

附商取着之儀、

鰯 干鮒 数子

右様之品三種煮燒ム而商ム事

勝手次第、

但、驛路之津之外、不得止事場所、  
是迄相済來ム外者、右附商不

被仰付事、

一小賣酒江荒物附商之品、

筆 墨 紙 茶 髮附 附木

右六品(モ)限ム、尤場所モ寄申付(モ)事、

一小賣酒荒物干着等、凡而在方

商戶之者、他組他村江轉宅之節、持

家業引移不被仰付事、

但、村所差障之筋有之、代官吟味

〔一〇二〕

一 農家之者他組他村江轉宅之儀并  
家内多シ付別竈竈立願者、元村

農事差障無之趣分明ム得者、

人別牒引合之上相濟ム事、

一 他國者并弘前九浦之者、農事相勵  
度在領江引越願申出之分、帰村同様之  
御手當被下ム、尤開發高モ寄諸渡  
物並合之通被下ム事、

一 願之上在引越之者、借屋札并家業

讓渡勝手次第之事、

但、持家取殿之儀者、場所モ寄及

御沙汰事、

一 在方より弘前九浦江引越住居或へ

〔二一ウ〕

別宅難相済事、

但、百工之内移住之儀者其業(レ)を寄  
可及御沙汰事、

〔闕載、  
内容不詳〕

一 弘前九浦之商家より在方養子

養弟引越等之儀、町方より斗願

出ぬ而可相済、在より町江出ぬ事ハ名跡

相續之外不被仰付事、

〔二二オ〕

但、當時在方人不足(レ)て農事手合

兼(レ)故、農人之子共弘前并九浦

商家江二(男)養子養弟等之類

一切難相済(レ)、往々在方人増(レ)ふ而茂

節者、右兩様共願(レ)寄被仰付(レ)而茂

苦しか類間敷事、

一 御給入子兄弟并諸職人在方江養子

之分、人別牒(レ)よ血脉顯然(レ)て家名

相續歟、人別牒(レ)よ相分(レ)程之血脉

無之共、由緒有之子細、親類并五軒

組合より添書願於申出者、可被仰付事、

但、御給入子兄弟之分當時割付

奉公被仰付罷在、右差障(レ)付在町江

二男(レ)養子養弟共不被仰付(レ)得共、

往々奉公人多く出、割付方相止(レ)

節(レ)至(レ)者、此兩様共被仰付苦し

かる滴しき事、

一 在出生之者弘前九浦江手代下男

等之奉公(レ)出居(レ)分、町家江養子之儀、

家名相續(レ)ひ得者、年数(レ)不拘血脉

有之分被仰付(レ)、別家を可相立ため

娘姉妹江等入養子等之儀者、天明

元年日(レ)前より奉公(レ)出居(レ)之儀亥年

人別牒(レ)明(レ)者可被仰付(レ)、其外者

難相済事、

一 町在より御給入江家名相續之養子

之儀由緒有之段、双方より願申出、

人別牒引合(レ)得者、五軒組合不及

加判可被仰付事、

但、御給入願書者其支配頭より

四奉行江相廻、人別方(レ)て引合、点

羽を以人別引合<sup>ト</sup>いたしむ而、書付  
頭分江相返しむ事、

〔一四ウ〕

一 在出生之者、廻小人シテ抱<sup>ム</sup>儀、停止之事、

但、天明元年以前より弘前江奉公<sup>(ヒ)</sup>

〔一四ウ〕

一 築之者、御藏卷之者ハ、力量を以被

召抱<sup>ム</sup>事故、在出生といへども苦し

からざる事、

右著人別方取扱向沙汰仕、條例

相極<sup>ム</sup>之間、此末堅相守、區々儀無之様、

〔一五オ〕右之趣御聞届被仰付之、仍如件、

山田永之助印

藤田源五右衛門印

赤石安右衛門印

藤苗市兵衛印

野呂助左衛門印

吉澤清藏印

相馬儀助印

楠美莊司印

〔一五ウ〕

角田弥三左衛門印  
菊池寛司  
對馬久米次郎印

高屋吾助印

成田祐右衛門印

伴 才助印

笛森小大夫

古川仁左衛門印

〔一六オ〕

右之通承届者也、

津輕外記印

松浦甚五左衛門印

森鶴金吾

津輕頼母印

桜庭半兵衛印

豊嶋勘左衛門印

津輕永亨印正

棟方角之丞印

三橋治左衛門印

〔一七オ〕

〔表紙〕

## 人別調方取扱條例

〔二オ〕

## 人別調方取扱條例

一 御給人、町家江借屋之儀勝手次第、尤無札

(乞)付、御給人(乞)ても、願之上、借屋札所持之上、借屋立致(乞)候、假令御暇被下(乞)とも、

子孫石札を以借宅勝手次第之事、

御家中諸士、無調法之儀有之、永之御暇被下、

家屋鋪御取上之族、町方借屋立之儀、借屋(乞)差置(乞)者(乞)願可申出事、尤木札被下(乞)事、此末子兄弟懸人之類新規御召抱被 仰付(乞)者、別家之形(乞)借屋立致(乞)分ハ、木札(乞)て借屋札可被下置事、但、無袴已下之者、右木札(乞)て被下置、假令御暇被下置(乞)とも、右札を以借宅勝手次第被

〔二ウ〕

仰付(乞)事、病身(乞)て御暇願之上、子弟弟之内江跡式被仰付(乞)分ハ、借屋札居(乞)之事、但、永之御暇(乞)て跡目無之といへとも、元來借

屋札所持之分ハ居り之事、

御給人、御家中(乞)所持之家屋鋪他江譲渡、或ハ町方に所持住居之家屋鋪賣拂、借宅之儀勝手次第、尤借屋之者買(乞)者、借屋札上納(乞)様可被 仰付事、掃除小人(乞)ても、此節同居(乞)て罷在(乞)得共、元ト家持借屋之處難儀(乞)付竈立相仕廻、當分同居或ハ懸り人之處御給人被召抱(乞)分ハ、願出(乞)寄竈立被 仰付(乞)様、子弟之處新規被召抱、父兄(乞)同居之者ハ獨(乞)新竈立難被 仰付、其身三拾歳以上小妻子有之、或ハ妻子無之共、同居(乞)てハ本家とも難儀(乞)筋分明(乞)者、竈立可被 仰付事、借家之者、家屋鋪賣調、所持之借屋札他江渡(乞)儀、難被 仰付事、但、右家賣(乞)者江相談(乞)儀者被 仰付(乞)事、町方之者、諸工人(乞)相成(乞)儀、當人より町役江願

以上の資料について、発表・掲載許可を頂いた青森県立図書館および三浦次郎氏に謝意を表します。

書差出、人別方(レ)にて引合相済、諸工頭吟味之上  
相済しム事、  
工人借屋立之儀願出次第被 仰付(レ)機、醫者籠  
立ハ勿論之事、

但、總而新借屋立之分、町役江申出、願書人別  
方江相廻り、人別帳引入相済(レ)處(レ)て、札相渡  
ぬ様可被 仰付事、

家種分并屋鋪讓渡之儀、本町通者五歩、外町

者武歩五厘まで内分讓渡可被 仰付事、

附、隣家(レ)て是迄之持家屋鋪江結之儀若

勝手次第、戸を分竈立之儀勝手次第、尤借

屋札所持之者札上納ぬ様可被 仰付事、

壱軒屋讓渡他之屋鋪内分讓受(ム)共、借屋札

上納(ム)不及、住居ぬ様可被 仰付事、

五歩屋鋪(レ)ても、武分五厘屋敷(レ)ても、丸家屋敷

屋家部讓受(ム)得者、二男三男懸リ人手代等別

〔後次〕

〔四才〕

一

福本憲男 大阪経済法科大学教授(商法)  
橋本野牧駒 健二 同同 講師(英米法)  
久同 同助教授(日本法制史)

執筆者紹介

(執筆順)